

特許庁委託

平成31年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書

**アセアン地域における知的財産制度研究のニーズ調査及び
アセアン知財研究所設立のためのフィーズビリティースタディー**

**Study on the Needs for Intellectual Property Research
in ASEAN Region and the Feasibility Study on the Establishment of
ASEAN Intellectual Property Research Institute**

田中 義敏
Yoshitoshi TANAKA

令和2年3月
March 2020

一般財団法人 知的財産研究教育財団
Foundation for Intellectual Property
知的財産研究所
Institute of Intellectual Property

アセアン地域における知的財産制度研究のニーズ調査及び
アセアン知財研究所設立のためのフィージビリティスタディー

**Study on the Needs for Intellectual Property Research
in ASEAN Region and the Feasibility Study on the Establishment of
ASEAN Intellectual Property Research Institute**

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所
派遣研究者
田中 義敏

Yoshitoshi TANAKA
Overseas Researcher
Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

報告書の構成

はしがき	英 語
はしがき	日本語

抄録・要約	英 語
抄録・要約	日本語

目 次	日本語
本 文	日本語

The Structure of This Report

Foreword	English
Foreword	Japanese

Abstract & Summary	English
Abstract & Summary	Japanese

Table of Contents	Japanese
Main Body	Japanese

Foreword

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the 2019 Collaborative Research Project on Harmonization of Industrial Property Right Systems under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on the target issues.

This report presents the results of the research conducted by Prof. Yoshitoshi TANAKA, Dept. of Industrial Engineering and Economics, Tokyo Institute of Technology, at Vietnam Intellectual Property Research Institute:VIPRI, Ministry of Science and Technology :MOST.* We hope that the results of his research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Mr. Ta Quang Minh , VIPRI.

Institute of Intellectual Property
Foundation for Intellectual Property
March 2020

* Period of research abroad: From July 20, 2019, to September 26, 2019

はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、平成31年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者として科学技術省（MOST）ベトナム知的財産研究所（VIPRI）において研究に従事した東京工業大学工学院・経営工学系 教授、田中義敏氏の研究成果を報告するものである*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいたベトナム知的財産研究所のTa Quang Minh 所長を始めとする関係各位に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

* 派遣期間：令和元年7月20日～令和元年9月26日

Abstract

This research focuses on the theme of intellectual property research on the protection and utilization of intellectual property that supports further development in the ASEAN region. In order to solve various problems related to intellectual property, we will explore issues of intellectual property research that should be promoted in the future. Specifically, in order to promote economic development in the ASEAN region, we will collect problems related to intellectual property that should be solved through questionnaire surveys and extract the research needs required to solve them. The results of the questionnaire survey will be quantified by numerical analysis, and further examination will be conducted through interviews, which will clarify the theme of intellectual property research that should be promoted in the future. These findings will be used as the basis for further intellectual property awareness and intellectual property policy in the ASEAN region. In addition, based on the knowledge obtained, we will proceed with specific discussions regarding the establishment of the Institute for Intellectual Property. The survey results of research needs in the ASEAN region and the idea of establishing an Intellectual Property Institute will serve as a basis for improving mutual understanding and support in this region.

Summary

I. Background and purpose of this research

1. Background

Various growth strategies are being developed on a global scale, such as improving the international competitiveness of industries, creating innovation, industry-academia-government collaboration, improving productivity through the use of IT, and actively responding to globalization. In order to appropriately promote these measures, it is necessary to strategically create, protect, and utilize intellectual property, which is taken up as one of the important agenda items for multilateral and bilateral negotiations. And in many countries, intellectual property education has been vigorously conducted in order to spread the intellectual property rights system on a global scale. It can be said that a great deal of educational support from developed countries has produced many results so far. However, in order to plan and execute measures related to intellectual property, in addition to the intellectual property education so far, analysis of the current situation surrounding intellectual property, analysis of issues to be solved, and discussion of specific solutions is necessary. Indeed, the enhancement of intellectual property research is required. The subjects of intellectual property

research are very diverse, including case studies, legal studies such as law amendment, research on various procedures, research on international institutional harmony, factor analysis of quality and efficiency improvement of examination procedures, analysis of intellectual property information, intellectual property evaluation methods, industry-academia collaboration, corporate organization reform, intellectual property strategy, etc. However, the research institutes responsible for these intellectual property studies are limited to some developed countries. The current situation is that research institutes that specialize in intellectual property systems, which are an important pillar of industrial development in the global economy, are not yet fully developed.

(1) Importance of ASEAN

In terms of Japan's policies for improving industrial competitiveness, overseas support policies, and international contributions, ASEAN exists as a neighboring region and from a historical background. Therefore, there is no doubt that the development of intellectual property research in this region is an important point for both sides. Furthermore, economic integration within the ASEAN region has been gaining momentum due to the AEC (ASEAN Economic Community) established at the end of 2015. It has been expanding its activities in a wide range of fields such as politics, economy, trade and energy, and at the same time it is entering the stage of promoting external negotiations with awareness of the ASEAN Initiative.

(2) IP activities in ASEAN region

In 1996, the ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation (AWGIPC) was established. Since 2004, it has developed an ASEAN Intellectual Property Action Plan. And until 2015, they have been working hard to realize various plans. With the acceleration of ASEAN economic integration from 2016 to 2020, a new Action Plan has been created. Among ASEAN activities, actions of AWGIPC, a working group on intellectual property rights, are becoming more active.

(3) Situation of IP research in ASEAN region

There is a notable case in Vietnam as a movement of intellectual property research in the ASEAN region. The Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI) was established in 2007 as a government research institute of the Ministry of Science and Technology, and is the center of intellectual property research in Vietnam. VIPRI's main business includes intellectual property

research, education, consulting, and expert opinions for intellectual property arbitration. Other research activities related to intellectual property in the ASEAN region include mainly law and case studies conducted by the university's faculty of law. In addition, at the University of Singapore, MOT education is practiced and intellectual property subjects are set up in it.

(4) IP research needs of ASEAN countries

ASEAN's intellectual property research needs vary widely from country to country. In this study, we will clarify the needs of intellectual property research in ASEAN countries.

(5) Expectations on ASEAN Initiative

I think this is an era in which ASEAN initiatives should be respected rather than being pushed by developed countries. And it is desirable to build a system for that purpose. There are few studies on the relationship between economic development and intellectual property rights in the ASEAN region. It is necessary to clarify how intellectual property systems should be used for economic development in the ASEAN region.

II. Research Methodology

1. Specific intellectual property research needs in the ASEAN region

In order to develop the industry in the ASEAN region, it is necessary to grasp the intellectual property research needs in the region and establish an independent intellectual property research institute there. In this research, based on analysis of intellectual property research needs in the ASEAN region, we will proceed with concrete examination of establishment of a research institute.

2. Structure of this research

- (1) Establishment of VIPRI and activities to date
- (2) Investigation of intellectual property research needs in ASEAN region (questionnaire survey)
- (3) Analysis of results
- (4) Survey of intellectual property research attitudes in each country through interviews (interview survey)
- (5) Consideration from questionnaire survey and interview survey

- (6) Approach of intellectual property education program from developed countries
- (7) Overall summary

III. Results of research

1. History of the establishment of the Vietnam Intellectual Property Institute: VIPRI and its past achievements

The Vietnam Intellectual Property Institute (VIPRI) is a government agency for interdisciplinary research, education, and expert opinion across the legal, economic and technical fields. Established in 2007 by the Minister of Science and Technology, it is composed of staff with expertise in the field of intellectual property, and is expected to play an important role in capacity development for the creation, protection, utilization, enforcement and management of intellectual property rights. So far, it has made a great contribution to the development of science and technology and industrial economy in Vietnam.

2. Questionnaire design and survey results

Research on intellectual property policy and strategy in the country and intellectual property research in the patent field were extracted as research themes with an average questionnaire response value of 4.5 or more and high needs. In 2002, when Prime Minister Koizumi gave a speech on the administration policy, it can be said that the situation of Japan 17 years ago is appearing in ASEAN. It can be seen that ASEAN is making efforts to catch up with developed countries including Japan. There is also a growing awareness of patents. ASEAN was mainly for trademark and design applications, but it may be said that it has begun to seek to have state-of-the-art technology by improving awareness.

The following themes were extracted as research themes with an average questionnaire result of 4.4 to 4.5: legal studies, legal studies for intellectual property law amendment, intellectual property system practices, processes from examination to registration of intellectual property applications (quality, efficiency, etc.), intellectual property value evaluation, and international harmonization research.

In addition, the following themes were extracted as research themes with an average questionnaire result of 4.3 or more and 4.4 or less: analytical research on intellectual property information, industry-academia collaboration, intellectual property management in private companies, new subjects for intellectual property protection, protection of inventions in areas such

as IOT and AI, factors that promote domestic application of intellectual property rights, Infringement of intellectual property rights, legal proceedings in court, etc. In addition to these research needs, we can read from the questionnaire results that intellectual property research is important in addition to intellectual property education and should be more important in the future.

The results of regression analysis for the main objective variables are summarized as follows.

First, discussions on the necessity of intellectual property research should be promoted in the relevant ASEAN country, and efforts should be made to develop researchers in the field of intellectual property. In particular, it is effective to pay attention to enforcement research that is a problem in the country. In this way, it is important to foster an image of what intellectual property research is. As an area of particular focus, it is necessary to clarify and visualize how intellectual property rights can help improve corporate performance in real business fields. In addition, since ASEAN countries have their own research themes, for the time being, cooperation on intellectual property research may be bilateral cooperation for each country. If developed countries stick too much to profits for their own companies, they may compete against industrial development in the ASEAN region.

In order for the ASEAN region to unite and promote intellectual property research, first of all, it is necessary to proceed with discussions with neighboring countries within the ASEAN region. As a result, it will be possible to select a country to jointly promote intellectual property research. In this case, it is important to clarify the purpose of developing industries and companies in the ASEAN region in the policy of intellectual property research.

It is also necessary for ASEAN countries to take intellectual property research as their own issue and promote it with their own leadership. The most important issue for that was research on intellectual property rights management in companies. To achieve this, it is important to train researchers in the intellectual property field. Research that derives new knowledge is different from education as knowledge transfer and requires a clear understanding of the differences.

Furthermore, in order to promote intellectual property research led by ASEAN countries, research efforts to promote industry-academia collaboration are necessary. This is because ASEAN countries still have not developed their own industrial technology, and it is necessary to establish an effective industry-academia collaboration system in search of new technology seeds. The unique research needs and research issues of ASEAN member countries should be respected, and the development of intellectual property researchers in the field of science and technology is required. It is also important to develop the infrastructure necessary for research activities. In order to establish an ASEAN Intellectual Property Research Institute in the ASEAN region in the future, it will be necessary to start by considering the research needs of each country. As a result of the discussion, it is necessary to clarify the intellectual property research policy. In particular, there is a need for intellectual property researchers in the management field, and I think that ASEAN industry will be

interested in research to bring about growth and strengthening of companies by utilizing intellectual property rights.

In the future, in order to establish the ASEAN Institute for Intellectual Property, it is important to train intellectual property researchers in addition to intellectual property practitioners. It is also necessary to discuss the establishment of the Institute for Intellectual Property, focusing on member countries where intellectual property researchers have been nurtured. Furthermore, it is required to promote joint work with member countries in the region. In doing so, it will be particularly helpful to promote intellectual property research by making industrial development a common issue in member countries.

IV. Conclusions

1. Overall observation

The important thing is to think carefully about the difference between intellectual property research and intellectual property education. ASEAN IP specialists have been steadily nurtured. Intellectual property education for domestic universities, companies, society in general, etc. is domestically procured and can be fully handled using their own language. This is clear from the VIPRI example. What advanced countries should support for the development of ASEAN countries is that IP education should be promoted as before, but support for IP research based on the needs of each country should be strengthened.

In order to promote the creation, protection, and utilization of intellectual property in each ASEAN country, it is important to conduct basic research on intellectual property locally. As a future approach from Japan, the importance of IP research as a function different from IP education should be pointed out. In Japan, IIP was established as a research organization separately from INPIT, which is in charge of intellectual property education. Mainly, IIP has conducted basic research related to intellectual property law amendment, and has utilized the research results as basic data necessary for legal amendment. However, nowadays there are a wide range of research themes. For example, integration of intellectual property activities and business, intellectual property activities necessary for startup, evaluation of intellectual property value, technology trend analysis utilizing intellectual property information, prediction of future technology, protection of intellectual property of IoT and AI technology, standardization And intellectual property rights, M&A and intellectual property rights, intellectual property rights and marketing, business expansion and intellectual property rights of SMEs, and business expansion and intellectual property rights by licensing. In this way, intellectual property research has spread to a wide variety of areas, and intellectual property research in these

areas will become increasingly important in the future. Of course, since research results can be used as teaching materials for future intellectual property education, cooperation between intellectual property education institutions and intellectual property research institutions is important, and an organization for that purpose is also needed. It is important to distinguish the importance of intellectual property research from intellectual property education. Advanced countries in Europe and the United States are focusing on intellectual property education for ASEAN human resources with the aim of profits for Western companies. Japan, on the other hand, understands the intellectual property research needs of each ASEAN country, and focuses on support that allows each country to exert their own leadership and work on intellectual property research for the development of that country.

2. Proposals for future activities

We should consider establishing an IP Academy one step ahead. In addition to intellectual property education for foreign companies, the viewpoint of intellectual property education and intellectual property research for industrial development in ASEAN member countries is important. To achieve this goal, it is important to first understand and understand intellectual property education and intellectual property research.

I think Japan will need to support ASEAN's leadership in discussions on how IP education and IP research should be for the development of ASEAN member states. In addition to accumulating achievements in intellectual property research activities in each country, it is expected to establish an “Intellectual Property Research Forum” and study intellectual property research policies.

3. Further research in the future

Based on this survey, the voices were addressed that the Philippines, Thailand, Vietnam, Malaysia, and Indonesia should be included, if the joint working group for intellectual property research will be established as the first step. In order to establish a joint working group, it is necessary to conduct further research and hearing on these countries and to set up a specific process for future consideration.

First, with the participation of five countries, the “Intellectual Property Research Forum” should be established, and the first seminar should be held as soon as possible. The theme of the seminar is “Toward the Future of Intellectual Property Research.” And while thinking about what intellectual property research is, we will use it as a place to present intellectual property research results from ASEAN. In the future, the Intellectual Property Research Forum will be expanded and developed in

10 ASEAN countries. Developed countries such as EUIPO plan to develop intellectual property education in ASEAN to protect their own companies in developed countries. In contrast, Japan should explain the importance of intellectual property research to ASEAN member countries and continue to support intellectual property research necessary to foster the industry of ASEAN member countries.

抄録

本研究では、ASEAN地域の更なる発展を支える知的財産の保護と活用について、その分野特有の知的財産研究のテーマに焦点を当てる。知的財産に関係する様々な問題を解決するために、今後推進されるべき知的財産研究の課題と必要性を探る。具体的には、ASEAN地域の経済発展を促進するために、アンケート調査により解決すべき知的財産上の課題を収集し、その解決に必要な研究ニーズを抽出する。アンケート調査の結果は数値解析によって定量化され、インタビューによって更なる検討が行われ、今後推進すべき知的財産研究のテーマが明らかにされる。これらの知見は、ASEAN地域における知的財産の一層の意識向上と知的財産政策の基礎として使用される。また、得られた知見に基づき知的財産研究所の設立について具体的な議論を進めていく。ASEAN地域の研究ニーズの調査結果と知的財産研究所の設立のアイデアは、この地域内の相互理解と支援の在り方を改善する基盤となると考える。

要約

I. 本研究の背景と目的

1. 背景

産業の国際競争力の向上、イノベーションの創造、産学官連携、IT活用による生産性向上、グローバル化への積極的な対応など、世界規模で各種の成長戦略が展開されている。これらの施策を適切に推進していくためには、知的財産を戦略的に創造、保護、活用していくことが求められ、多国間や二国間交渉の重要な議題の一つとして取り上げられている。そして、世界規模での知的財産権制度の普及に向けて、多くの国において知的財産教育が精力的に行われてきた。先進国からの多大な教育支援は、これまで多くの成果を上げてきたと言える。しかしながら、知的財産に関する施策の立案・遂行のためには、これまでの知的財産教育に加えて、知的財産を取り巻く現状の調査分析、解決すべき課題の把握と分析、具体的解決策の立案等の議論が必要な時期となっており、知的財産研究の充実が求められている。知的財産研究の主題としては、判例研究、制度改正等の制度論的研究、各種手続きの在り方に関する研究、国際的な制度調和に関する研究、審査手続き等の質・効率向上の要因分析、知財情報の分析研究、知財評価手法の研究、産学連携や企業組織改編などにおける知財の扱い、国家知財戦略研究など、実に多岐にわたっている。しかしながら、これらの知的財産研究を遂行する機関は一部の先進国のみに限られており、グローバル経

済の中で産業振興の重要な柱である知的財産制度にかかる専門の研究機関は、まだこれからというのが現状である。

（１）ASEANの重要性

我が国の産業競争力向上のための政策、途上国への海外支援政策、求められる国際貢献などの視点では、近隣地域として、また歴史的経緯などからして、ASEAN（東南アジア諸国連合）の存在は大きく、この地域における知的財産研究の発展も双方にとって重要な視点の一つであることは疑いない。さらに、2015年末に発足したAEC（ASEAN経済共同体）により、ASEAN域内の経済統合が益々勢いを増してきている。政治、経済、貿易、エネルギー等の幅広い分野での活動に広がりを見せてきており、同時にASEANイニシアティブを意識し対外的な交渉を進める段階に入ってきている。

（２）ASEANにおける知的財産分野の活動

1996年に、ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC：ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）が設立された。2004年以来、AWGIPCは、ASEAN知的財産行動計画を策定し、2015年までの間、様々な計画の実現に努力してきた。そして、2016年から2020年にかけてのASEAN経済統合の加速に伴い、新しい作業計画を作成してきた。ASEANの活動の中でも知的財産権に関する協力作業部会AWGIPCの動きが活発になってきている。

（３）ASEANにおける知的財産研究の動き

ASEAN地域における知的財産研究の動きとして特筆すべき事例がベトナムにある。ベトナム知的財産研究所（VIPRI：Vietnam Intellectual Property Research Institute）が、2007年に、科学技術省の政府研究機関として設立され、ベトナムにおける知的財産研究の舞台となっている。主な業務内容としては、知的財産分野の調査研究、教育、コンサルティング及び知的財産の裁定のための鑑定など。その他のASEAN地域における知的財産関連の研究活動というと、主として、各国の大学法学部が中心となって、制度、判例研究などを行っている。その他、シンガポール大学では、MOT教育が実践されていて、その中に知的財産科目が設けられている。

(4) ASEAN各国が抱える知的財産研究ニーズ

ASEANが抱える知的財産研究ニーズは、国ごとに異なり多岐にわたる。本研究において、ASEAN各国の知的財産研究に対するニーズを明らかにしていく

(5) ASEANイニシアティブへの期待

先進国からの押し付けではなく、ASEANのイニシアティブが尊重されるべき時代である
と考える。そして、そのための体制を構築していくことが望まれる。ASEAN地域の経済発展
と知的財産権との関係に関する研究は少ない。ASEAN地域の経済発展に向けて知的財産制
度をどのように活用すべきかが明らかにされる必要がある。

II. 研究手法

1. ASEAN地域独自の知的財産研究のニーズ

ASEAN地域の産業発展のためには、ASEAN地域に特有な知的財産研究のニーズを把握して、
ASEAN地域に独自の知的財産研究所を確立する必要がある。本研究では、ASEAN地域におけ
る知的財産研究ニーズの分析に基づき、研究所設立の具体的検討を進める。

2. 研究全体のストラクチャー

- (1) ベトナム知的財産研究所の発足から今日までの活動調査
- (2) ASEAN地域における知的財産研究ニーズの調査研究（アンケート調査）
- (3) 集計結果の分析
- (4) インタビューによる各国の知的財産研究の意向調査（インタビュー調査）
- (5) アンケート調査とインタビュー調査からの考察
- (6) 先進国からの知的財産教育プログラムのアプローチ
- (7) 全体のまとめ

Ⅲ. 研究成果

1. ベトナム知的財産研究所VIPRI発足の経緯とこれまでの活動状況

ベトナム知的財産研究所 (VIPRI; Vietnam Intellectual Property Institute) は、法律、経済、技術および知的財産権の分野における学際的な研究、教育、および専門家による鑑定のための政府機関であり、科学技術大臣によって2007年に設立された。知的財産の分野の経験豊富な専門知識を有する職員によって構成されており、知的財産権の創造、保護、活用、権利行使、管理のための能力開発に重要な役割を果たすことが期待されている。これまでベトナムの科学技術および産業経済の発展に多大な貢献をしてきた。

2. アンケート調査のデザインと調査結果

回答方法は5段階とした。

5: Fully agree, 4: Agree, 3: Cannot say either, 2: Not agree, 1: Not agree at all

平均値が ≥ 4.5 でニーズが高い研究テーマとしては、国の知的財産政策及び戦略に関する研究、特許分野における知的財産研究が抽出された。日本での知的財産戦略が叫ばれた2002年の小泉総理による施政方針演説の時期とすると、今から17年前の日本の状況がASEANにおいて表れていると言える。ASEANが我が国をはじめ先進各国に追いつく努力をしていることがうかがわれる。また、特許に関する意識が高まっている。ASEANというと、商標、意匠出願が中心であったが、意識改革を進めて技術立国への持ちを模索し始めたといってもよいかもしれない。

4.5>平均値 ≥ 4.4 という評価が得られた研究テーマとしては、判例研究、知的財産制度改正のための法学研究、知的財産制度の実務に関する研究、知的財産出願の審査から登録までのプロセス（品質、効率等）に関する研究、知的財産権の価値評価に関する研究、知的財産制度の国際的調和に関する研究などが抽出された。

さらに、4.4>平均値 ≥ 4.3 という評価が得られた研究テーマとしては、知的財産情報の分析研究、産学連携に関する研究、民間企業における知的財産マネジメントに関する研究、知的財産保護の新領域に関する研究、IOT(Internet of Things)やAI(Artificial Intelligence)領域の発明の保護に関する研究、知的財産権の自国出願を促進する要因に関する研究、知的財産権の権利侵害に関する研究、裁判所における訴訟手続き実務に関する研究などの研究ニーズが抽出された。そして、これらの研究ニーズに加えて、知的財産研究が、知的財産教育に加えて重要であり、将来的に、更に重要視されるべきとの声がアンケート結果から読み取ることができた。

また、主な目的変数に対する回帰分析の結果を総括すると以下ようになる。

まずは、国内で知的財産研究の必要性に関する議論を進めるとともに、知的財産分野の研究者の育成に注力すべきである。特に、自国内で問題となっている権利行使分野の研究に注目することが効果的である。これにより、知的財産研究とは何かというイメージを醸成することが重要である。特に注力すべき領域としては、現実のビジネスの分野で知的財産権がどのように企業の業績向上に役立つものかということの明確化及び可視化を進める必要がある。また、ASEAN各国は独自の研究テーマを持っているため、当面は、知的財産研究に関する協力は、各国に対するバイラテラルの協力ということになるかもしれない。先進国が自国企業への利益目的にこだわりすぎると、ASEAN地域の産業振興とバッティングしてしまう可能性もある。

ASEAN地域が一丸となって知的財産研究を推進するためには、ASEAN域内で隣国との協議を進める必要があり、その結果として知的財産研究を共同して推進する国の選択ができてくるだろう。その際に重要になるのが、ASEAN域内の産業、企業の育成という課題を知的財産研究のポリシーに明確化することが必要である。

また、ASEAN諸国が知的財産に関する研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくための最重要課題として、企業における知的財産権マネジメントに関する研究があげられた。そのために、知的財産分野の研究者の育成が重要である。新たな知見を導き出す研究は、知識の伝達としての教育とは別物であり、その違いについて明確な理解が必要である。

さらに、ASEAN諸国が主導して知的財産研究を推進するには、産学連携を推進するための研究への取り組みが必要である。これは、ASEAN諸国には未だ自前の産業技術が育っていない状況が存在し、新たな技術シーズを求めて効果的な産学連携体制を整備することが必要であるためである。ASEAN加盟国のユニークな研究ニーズと研究課題が尊重されるべきであり、科学技術分野の知的財産研究者の育成が求められる。さらに、研究活動に必要なインフラの整備も重要である。また、ASEAN地域に、将来、ASEAN知的財産研究所を設立するためには、まずは、各国の研究ニーズを持ち寄ることから検討を始めることであろう。その議論の成果として知的財産研究ポリシーを明確にすることが必要である。特に、マネジメント分野での知的財産研究者が必要であり、ASEANの産業界が知的財産権を活用して企業の成長と強化をもたらすための研究に興味が集まることと考える。

今後、ASEAN知的財産研究所を設立するためには、知的財産の実務家に加えて、知的財産の研究者の育成が重要であり、知的財産研究者が育成された加盟国を中心として知的財産研究所の設立を議論していくことが必要である。そして、域内の加盟国との共同作業を促進していくことが求められる。その際、特に、加盟国における産業発展を共通の課題としていくことが知的財産研究の推進に役立つであろう。

IV. 結論

1. 全体を通しての考察

肝となるのは、「知的財産研究と知的財産教育の違い」ということを突き詰めて考える必要がある。ASEANの知財専門人材は着実に育成されてきた。国内の知財教育、大学、企業、社会一般等への知財教育は国内調達で、自国言語を使って十分に対応できる状況である。これは、VIPRIの例をみても明らかである。先進国がASEAN各国の発展に向けてこれから支援すべきは、知財教育もこれまで通り推進すべきものの、各国のニーズを踏まえた知財研究への支援を強化すべきではないか。

知財の創造、保護、活用をASEAN各国内で推進していくためには、知的財産に関する基礎的な研究を現地で進めていくことが重要であり、日本からの今後のアプローチとしては、知財教育事業とは別の機能としての知財研究の重要性を指摘すべきであろう。日本の組織でいうと、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）とは別に、IIP（（一財）知的財産研究教育財団 知的財産研究所）という研究組織を設立し、主として、知財関連法の法律改正に関連した基礎研究を行い、その研究成果を法改正に必要な基礎資料として活用してきた。しかしながら、昨今では、知的財産活動とビジネスの融合、スタートアップに必要な知財活動、知財の価値評価、知財情報を活用した技術動向調査研究、将来技術の予測、IoT、AI技術の知財保護、標準化と知的財産権、M&Aと知的財産権、知的財産権とマーケティング、中小企業の事業拡大と知的財産権、ライセンスによる事業拡大と知的財産権など、広範な研究テーマが存在しており、これらの領域における知的財産研究が重要になってくる。もちろん、研究成果は今後の知財教育の教材として活用されうるものであるため、知財教育機関と知財研究機関の連携は重要であり、そのために必要な組織体制も必要になると考える。知的財産研究の重要性を知的財産教育と区別して、先進諸国が自国企業の利益を狙いとしてASEAN人材への知的財産教育にフォーカスしていることに対して、日本としては、ASEAN各国の知的財産研究ニーズを理解し、その国の発展のために各国が自らのリーダーシップを発揮して知的財産研究に取り組むことができるような支援にフォーカスしていくべきではないか。

2. 結論と今後に向けた提言

一歩先を見たIP Academy、外国企業のための知財教育だけではなく、自国産業育成のための知財教育さらには知財研究という視点が重要である。そのためには、知財教育と知財研究を区別して理解することができるかが重要なカギとなる。

日本としては、ASEAN地域及び各国のための知財教育と知財研究の在り方をASEAN主導で議論することを支援していくことが求められると思う。各国での知財研究活動の普及と実績を積むとともに、「知的財産研究フォーラム」を設立し、知的財産研究ポリシーを検討していく。

3. 今後の更なる研究

今回の調査で、まず第一歩として知的財産研究の共同作業グループを設立するとすれば、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアの5か国という声が出てきた。共同作業グループを設立するためには、これらの国に関する更なる調査研究と具体的なアプローチが必要。

まずは、5か国の参加を得て、「知的財産研究フォーラム」を設立し、早いうちに第1回目のセミナーを開催することから着手すべきであろう。セミナーでのテーマは、「知的財産研究の今後に向けて」。知的財産研究とは何かを考えるとともに、ASEANからの知的財産研究成果の発表の場としていく。将来的には、ASEAN10か国に拡大発展していく。自国企業を守るための知的財産教育をASEANで展開していくEUIPOやKIPOに対して、日本は、知的財産研究の重要性を意識して、ASEAN加盟国の自国産業を育成する視点で支援を継続していくところに日本の独自性が見いだせるような気がする。

目次

I．本研究の背景と目的	1
1．背景	1
（1）ASEAN の重要性	2
（2）ASEAN における知的財産分野の活動	3
（3）ASEAN における知的財産研究の動き	3
（4）ASEAN 各国が抱える知的財産研究ニーズ	4
（5）ASEAN イニシアティブへの期待	5
（6）ASEAN 地域における知的財産研究の例	5
II．研究手法	7
1．ASEAN 地域独自の知的財産研究のニーズ	7
2．研究全体のストラクチャー	7
3．研究の対象・範囲（研究対象とする産業財産権、国、具体的制度等）	8
4．ASEAN 地域における知的財産研究ニーズのアンケート調査	8
5．具体的調査方法、分析手法等	8
（1）ASEAN 地域における知的財産権制度及び運用上の研究ニーズの抽出	8
（2）活用可能なこれまでの成果物	9
（3）研究の特徴	10
（4）ASEAN（東南アジア諸国連合）の動き	10
（5）ASEAN における知財教育研究の現状と課題	11
（6）想定される研究成果／研究者ネットワークの活用例	11
III．研究成果	12
1．ベトナム知的財産研究所 VIPRI 発足の経緯とこれまでの活動状況	12
（1）VIPRI の目的	12
（2）ミッション	12
（3）組織	14
（4）知的財産権研究に関する方針	15
（5）具体的知的財産研究活動	15
（6）知的財産権訓練に関する内部方針	20
（7）知的財産教育プログラム	21
（8）知的資産評価に関する立法規定	22
（9）相談と専門知識	23
（10）専門家による鑑定書提出の実績	24
（11）知的財産の価値評価	24

(1 2) 国際協力の拡大	25
(1 3) GNIPA 認証	25
2. アンケート調査のデザインと調査結果	26
(1) デザイン	26
(2) 調査結果	26
(3) ASEAN 全体における平均値及び標準偏差とその考察	27
(4) ASEAN における知的財産研究ニーズの把握	29
(5) 重回帰分析による要因抽出	31
(6) 回帰分析の結果の総括	45
3. インタビュー結果による新たな発見	47
(1) インタビューを実施した国と対象者	47
(2) インタビュー結果の詳細と考察	48
4. 改めて「知的財産研究とは」が論点	57
5. 知的財産研究所の設立に関する現地からの声	57
6. ASEAN IP Academy 設立提案の動き	58
(1) ASEAN IP Academy 設立の Feasibility Study, proposed by EUIPO, ARISE+	58
(2) KIPO が提案した ASEAN 加盟国の IP インフラストラクチャの強化に関する政策の策定	59
(3) EUIPO と KIPO の狙い	59
IV. 結論	61
1. 全体を通しての考察	61
2. 結論と今後に向けた提言	61
3. 今後の更なる研究	62

I．本研究の背景と目的

ASEAN地域内の経済統合がますます勢いを増している一方で、ASEAN作業部会知的財産協力:ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation (AWGIPC) もまた、地域内の知的財産関連の問題の解決に相互協力のもと積極的に取り組んできた。本研究では、ASEAN地域の更なる発展を支える知的財産の保護と活用について、その分野特有の知的財産研究のテーマに焦点を当てている。知的財産の課題に存在する様々な問題を解決するために、知的財産に関し今後推進されるべき研究の課題と必要性を探ることとした。「知的財産研究」と一言で表現するのは簡単なことであるが、実は、意外に、その意味するところを正しく理解していないのが現状であって、その理解を助けることによって、あるべき知的財産研究を促進することに役立つものと考ええる。具体的には、知的財産の保護と活用によるASEAN地域の経済発展を促進するために、アンケート調査により解決すべき知的財産上の課題を収集し、その解決に必要な研究ニーズを抽出する。アンケート調査の結果は数値解析によって定量化され、このアンケートに基づく聞き取り調査によってさらなる検討が行われ、今後行われる知的財産権研究のテーマが明らかにされる。これらの知見は、ASEAN地域における知的財産の一層の意識向上と知的財産政策の基礎として使用されるであろう。また、ASEAN地域における知的財産研究ニーズの調査の過程で得られた知見に基づき、知的財産研究所の設立について具体的な議論を進めていく。ASEAN地域の研究ニーズの調査結果と知的財産研究所の設立のアイデアは、将来的にこの地域内の相互理解と共同の活動をさらに改善するための基盤となると考えている。

1．背景

産業の国際競争力の向上、イノベーションの創造、産学官連携、IT活用による生産性向上、グローバル化への積極的な対応など、世界規模で各種の成長戦略が展開されている。これらの施策を適切に推進していくためには、知的財産を戦略的に創造、保護、活用していくことが求められ、多国間や二国間交渉の重要な議題の一つとして取り上げられている。そして、世界規模での知的財産権制度の普及に向けて、多くの国において知的財産教育が精力的に行われてきた。先進国からの多大な教育支援は、これまで多くの成果を上げてきたと言える。しかしながら、知的財産に関する施策の立案・遂行のためには、これまでの知的財産教育に加えて、知的財産を取り巻く現状の調査分析、解決すべき課題の把握と分析、具体的解決策の立案等の議論が必要な時期となっており、知的財産研究の充実が求

められている。知的財産研究の主題としては、判例研究、制度改正等の制度論的研究、各種手続きの在り方に関する研究、国際的な制度調和に関する研究、審査手続き等の質・効率向上の要因分析、知財情報の分析研究、知財評価手法の研究、産学連携や企業組織改編などにおける知財の扱い、国家知財戦略研究など、実に多岐にわたっている。しかしながら、これらの知的財産研究を遂行する機関は一部の先進国のみに限られており、グローバル経済の中で産業振興の重要な柱である知的財産制度にかかる専門の研究機関は、まだこれからというのが現状である。現在は世界のほぼ大半の国において知的財産制度が整備され、その発展度合いは各国まちまちであるものの、グローバルスタンダードとしての知的財産制度がほぼ確立されている。しかしながら一方で、各国が抱える課題は多種多様で、先進国、新興国、発展途上国のそれぞれが独自の研究課題を持ち、各国の知的財産政策に反映する検討は各国が独自に推進しているところである。

（１）ASEANの重要性

我が国の産業競争力向上のための政策、途上国への海外支援政策、求められる国際貢献などの視点では、近隣地域として、また歴史的経緯などからして、ASEAN（東南アジア諸国連合）の存在は大きく、この地域における知的財産研究の発展も双方にとって重要な視点の一つであることは疑いない。ASEANは、1967年8月に、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの5か国が地域の平和と発展を図ることを目的として創設し、現在では、タイ、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの10か国により構成されており、2018年で、人口6億5,390万人、GDP2兆9,690億米ドル（出所：World Bank, World Development Indicators database）という規模を誇っている。発足当時は政治的な対立を背景として設立されたと言われるが、東西冷戦終結後は経済的な結びつきに焦点が当てられ、1980年代からは投資・貿易の自由化、輸出指向の開放的経済政策が推進され、1993年にはAFTA(ASEAN自由貿易地域)と呼ばれる自由貿易協定が結ばれ、ASEAN域内で生産されたすべての産品にかかる関税障壁を取り除くことができ、さらに、2015年末に発足したAEC(ASEAN経済共同体)により、ASEAN域内の経済統合が益々勢いを増してきている。政治、経済、貿易、エネルギー等の幅広い分野での活動に広がりを見せてきており、同時にASEANイニシアティブを意識し対外的な交渉を進める段階に入ってきている。

（２）ASEANにおける知的財産分野の活動

そのASEANにおいて、知的財産も例外でなく、様々な活動が推進されてきている。知財協力に関するASEAN枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation)が1995年12月15日に調印された。この協定は、ASEAN加盟国間の貿易及び投資における知的財産権の重要性及び域内の知的財産権協力の重要性を認識し、経済発展の基盤を提供する知的財産権分野の協力により、ASEAN加盟国間の繁栄のための自由貿易体制の実現を目的としている。さらに、この協定は、地域のダイナミズム、シナジー、成長に貢献するために、知的財産及び関連分野の各国間の緊密な協力と理解を促進する必要性を認識するものとなった。そして、この協定に基づき、1996年に、ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC: ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）が設立された。AWGIPCの目標は、国を挙げて知的財産を活用し、ASEAN地域が国際的な知的財産コミュニティに積極的な役割を果たすことを保証することで、ASEANを革新的かつ競争力のある地域に変革していくことである。知的財産権の保護は、創造性とイノベーションを促進し、産業の発展を促進し、加盟国の発展につながるという理念を共有する。ASEANは、AWGIPCを通して、知的財産に関する政策及び制度の地域的枠組みを改善するための協調的な努力を行ってきた。2004年以来、AWGIPCは、ASEAN知的財産行動計画を策定し、2015年までの間、様々な計画の実現に努力してきた。そして、2016年から2020年にかけてのASEAN経済統合の加速に伴い、新しい作業計画を作成してきた。ASEANの活動の中でも知的財産権に関する協力作業部会AWGIPCの動きが活発になってきている。真に、ASEAN各国の知的財産研究に関するニーズを把握することが必要な時代に入ってきた。そして、ASEANのメンバー国が知的財産研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくことが必要であり、日本がこれを側面から支援していくことが求められる。

（３）ASEANにおける知的財産研究の動き

ASEAN地域における知的財産研究の動きとして特筆すべき事例がベトナムにある。ベトナム知的財産研究所（VIPRI: Vietnam Intellectual Property Research Institute）が、2007年に、科学技術省の政府研究機関として設立され、ベトナムにおける知的財産研究の舞台となっている。筆者も、2016年11月に、ベトナム知的財産研究所と日本の工業所有権情報・研修館の共催でホーチミン市において開催された「知的財産権の商業化」と題するセミナーに招聘され講演をしてきた。

ベトナム知的財産研究所は、知的財産法(2005年施行)に基づき、ベトナム科学技術省所轄の機関として2007年に設立。主な業務内容としては、知的財産分野の調査研究、教育、コンサルティング及び知的財産の裁定のための鑑定などで、具体的には、知的財産法、知的財産に関連する経済学、技術及びマネジメントの分野の研究や教育を行っている。また、国内外を問わず知的財産に関連する組織と、知的財産の知識や経験等の意見交換を行っている。さらに、企業や政府機関を対象にした知的財産マネジメントのトレーニングコースや、一般市民を対象にした知的財産への意識を高めるためのセミナーなども実施している。理論と経験の研究分野の論文投稿(2007年3論文から始まり2013年には12論文まで発展)、研修プログラムとしては知的資産管理基礎コース(基礎、発展、専門)、知的資産管理モジュールコース(2009年から2013年)等、各種の人材育成プログラムが展開されており、これらの活動は年々活発化してきている。

その他のASEAN地域における知的財産関連の研究活動という点、主として、各国の大学法学部が中心となって、制度、判例研究などを行っている。その他、シンガポール大学では、MOT教育が実践されていて、その中に知的財産科目が設けられている。すなわち、法律だけでなく、技術経営との関連での知的財産関連科目を提供している事例である。シンガポールでは、これまでは、キャッチアップにより安価に技術を活用してきたが、今後は研究開発に注力するとしており、その研究開発の成果を知的財産で保護し、活用するための研究活動に力を入れているようだ。

(4) ASEAN各国が抱える知的財産研究ニーズ

ASEANが抱える知的財産研究ニーズは、国ごとに異なり多岐にわたる。本研究において、ASEAN各国の知的財産研究に対するニーズを明らかにしていくわけであるが、現状で分かっている範囲で若干の解説を試みる。出願傾向からASEAN地域を見ると、商標出願が知的財産をリードしている姿が目につく。加えて、意匠出願、実用新案出願がその後を追う形で出願が徐々に伸びている。商標出願及び意匠出願に関しては、出願件数は着実に伸びており、また自国出願も大きな割合を占めているが、エンフォースメントに関しては未だ十分な組織体制や運用基準が整備されていない。市場コントロール、裁判所における実務体制の整備などに今後の研究課題が存在しているように思われる。一方で、特許出願については、大半の国で未だ出願の伸びがみられず、特に自国出願人からの出願件数がその国の特許出願全体の中で1から2割程度となっており、大半が海外からの非居住者による出願となっている。筆者によるSPSSを使用した過去の出願数から重回帰分析

による将来予測結果によれば、特許の自国出願が少ない状況は、今後も長期にわたって存続することになり、ASEAN各国にとっては、大半の特許を海外企業に独占されてしまうという危機的状況であることが報告されている。特許出願に関しては、ASEAN各国にとって最大の課題は、自国出願件数が伸び悩んでいること、自国出願件数を伸ばす要因を分析できていないこと、自国産業界に対する知財教育が遅れていること、自国の産業界に対する大学や研究機関の役割が発揮されていないことなどの課題に関する研究が遅れていることがあげられる。また、日本ではあまり大きな議論にはならない原産地表示が重要な興味の一つとなっている。原産地表示に関しては、ASEAN各地のユニークで高品質の製品の表示登録が徐々に進んできているが、実効的な保護の仕組みと実務体制がこれからの課題であり、この点に関して研究課題が存在しているように思われる。

（５）ASEANイニシアティブへの期待

ASEAN地域に独特の知的財産研究を推進していくにあたり、どのメンバー国が研究活動をリードしていくべきかが重大事となる。基本は、先進国からの押し付けではなく、ASEANのイニシアティブが尊重されるべき時代であると考ええる。そして、そのための体制を構築していくことが望まれる。昨今、ASEAN地域における政治経済社会の課題に対する地域統合型の動きが加速している。この体制整備が進むことによって、知的財産制度運用のASEAN地域における調和の議論も進んでいくことが期待される。各国が抱える課題についてその原因究明、解決のための具体的行動などを研究することが域内における制度理解を進めるとともに、将来的には、制度調和の結果として一つの土俵で課題抽出と解決策に向けた提言を行うことができるものと確信する。

（６）ASEAN地域における知的財産研究の例

日本では、知的財産に関する研究組織は、特許庁、（一財）知的財産研究教育財団 知的財産研究所、大学における知的財産法研究所、弁理士会の中央研究所、特許事務所主催の知的財産研究会など多岐にわたるが、ASEAN地域における知的財産研究は、前述のベトナムの例を除くと、まだ十分でない。

日本における知的財産研究の例は以下の通りである。

- (i) 特許庁各種委員会報告書（多数のため具体的報告書名は省略）
- (ii) 黒瀬雅志，「アジアの知的財産制度の現状と課題－弁理士から見たアジアの

知的財産制度一」Tokugikon, 2006, 11.9. no.243

- (iii) 『国際知財制度研究会』一般財団法人 知的財産研究教育財団・知的財産研究所
- (iv) 塩澤寿夫「中央知財研究所の舞台裏紹介(連載その1)パテント2008, Vol. 61, No. 4
- (v) 本庄武男「中央知財研究所の舞台裏紹介(連載その2)パテント2008, Vol. 61, No. 5
- (vi) 南宏輔, 上田真誠, 野田洋平, 本澤功「知的財産分野におけるアジアとの協力について～アセアン、インドを中心に～」Japio Year Book 2013
- (vii) 李亜虹, 「アジアにおける知的財産制度の地域内統合—必要性、課題、可能性とモデル—」北海道大学, 知的財産法政策学研究 Vol. 41(2013)
- (viii) 福永佳史, 「ASEANにおける知的財産権協力の展開と現況」(一財) 国際貿易投資研究所フラッシュ164
- (ix) 五十棲毅, 「シンガポールにおける特許審査の発展」知財ぷりずむVol. 15, No. 173, 2017年2月
- (x) 外務省経済局知的財産室, 「外務省における知的財産権保護推進の取組状況」平成29年2月
- (xi) 市村雅俊, 「農林水産分野における知財戦略の展開と地域農業振興」『地域政策研究』(高崎経済大学地域政策学会) 第13巻, 第1号, 2010年7月, 39頁～49頁

以上、これまでの知的財産研究の既存研究の例を挙げたが、ASEAN地域の経済発展と知的財産権との関係に関する研究は存在しない。ASEAN地域における知財研究としては、ASEAN地域の経済発展に向けて知的財産制度をどのように活用すべきかが明らかにされなければ現地のニーズに応えることはできない。本研究においては、ASEAN地域の発展のための知的財産研究ニーズの発掘からスタートする。

Ⅱ．研究手法

1．ASEAN地域独自の知的財産研究のニーズ

調査・共同研究の背景において述べたように、アジア地域独特の知的財産に関する課題を考えてみると、これらの課題は、他の先進国における知的財産研究の成果を準用して解決できるものではない。ASEAN地域の知的財産制度運用を発展させるために、ASEAN地域独自の知的財産研究のニーズを踏まえて、独自の知的財産研究の体制を構築することが必要な時期になっているのではないか。また、ASEAN地域における知的財産研究ニーズの調査分析の過程で得られた知見を踏まえてASEAN知的財産研究所設立の具体的検討を進めていく時期ではないか。そして、ASEAN地域独自の知的財産に関する問題を考えると、他の先進国における知的財産研究の結果を用いてこれらの問題を解決することはできない。ASEAN地域の知的財産制度と運営を発展させるためには、ASEAN地域に独自の知的財産研究のニーズを正しく把握して、ASEAN地域に独自の知的財産研究所を確立する必要がある。そして、ASEAN地域における知的財産権研究ニーズの分析に基づき、研究所設立の具体的検討を進める。

2．研究全体のストラクチャー

- (1) ベトナム知的財産研究所の発足から今日までの活動調査
- (2) ASEAN地域における知的財産研究ニーズの調査研究（アンケート調査）
 - (i) 知的財産研究ニーズ調査のためのアンケートデザイン
 - (ii) 質問項目のカテゴリー分け
 - (iii) 各国の知的財産関連の行政機関等の担当者に対してアンケートへの回答を依頼
- (3) 集計結果の分析
 - (i) 平均値からの特徴点抽出
 - (ii) 目的達成に向けた重要要因の抽出
- (4) インタビューによる各国の知的財産研究の意向調査（インタビュー調査）
 - (i) 知的財産研究へのニーズ
 - (ii) 各国内及びASEAN地域の知的財産研究所設立への期待
- (5) アンケート調査とインタビュー調査からの推論
- (6) 先進国からの知的財産教育プログラムのアプローチ
- (7) 全体のまとめ

3. 研究の対象・範囲（研究対象とする産業財産権、国、具体的制度等）

研究対象とする産業財産権としては、主に、特許、実用新案、意匠、商標の4法である。本調査では、ASEAN10か国を対象国とした知的財産研究ニーズ及び研究所設立の可能性を調査する。

4. ASEAN地域における知的財産研究ニーズのアンケート調査

- (1) 知的財産研究ニーズ調査のためのアンケートデザイン
- (2) 各国の知的財産関連の行政機関等の担当者に対してアンケートへの回答を依頼
- (3) 集計結果の分析
- (4) アンケートの分析結果に基づいてインタビューを実施
- (5) ASEAN知的財産研究所設立のためのフィージビリティ調査研究
- (6) アンケート結果及びインタビューの結果を整理するとともに、知的財産研究所設立の課題及び成功要因の抽出
- (7) 課題と成功要因を踏まえた知的財産研究所設立構想（案）の作成
- (8) 知的財産研究所設立構想（案）に対する各国の意見聴取
- (9) フィージビリティ検討結果を含めた報告書作成

5. 具体的調査方法、分析手法等

- (1) ASEAN地域における知的財産権制度及び運用上の研究ニーズの抽出

研究ニーズ調査として、各国へのアンケート調査及びヒヤリングを実施する。アンケート調査のデザインとしては、ASEAN地域の知的財産権制度が地域の産業発展に寄与するためには、どのような課題が存在するか、その課題解決に必要な要因の抽出、要因を反映させた施策の立案、施策遂行により期待される結果の推論などに基づき検討を進めていく。アンケート調査の結果は数値解析により定量化し説得力を上げる。分析結果に関して、ヒヤリング調査結果を加味し知的財産研究所が当面行うべき研究テーマを設定する。

重要な視点は、自国産業の育成であるが、本調査では自国出願を増加させる経済要因の抽出を踏まえ、これらの経済要因に対する各国の知的財産制度担当者へのヒヤリングも併せて行う。抽出された経済要因に関しては、経済産業担当官庁

へのヒヤリングも必要に応じて実施を検討する。自国出願件数を増加させる経済的要因の抽出に関しては、筆者がすでに行ってきたERIA Projectの研究成果物を関連付けて活用することができる。

研究テーマを設定しこれを遂行していくために必要となる組織体制の概略を設計する。まず、どこにASEAN知的財産研究所を設立するかという点が大きな課題となる。さらに、具体的設計に関しては、人材、事務所、設備、年間経費等の概要を設計する必要がある。知的財産研究所設立の青写真を描いたのち、ASEAN各国の意見聴取を行う。この段階では、ASEAN域内での政治的な力関係やリーダーシップのあり方も含めた複雑な議論が出てくる可能性が大であるが、本研究としては、あくまでも知的財産研究所のあるべき姿を描き、各国の意見を集約するところまでにとどめる。意見集約された内容から解決すべき課題への整理を行い、これらの課題解決に向けた解決策を議論し、今後に向けた研究活動方針として整理する。

本調査研究は、平成31年度の研究課題として遂行されたが、令和2年度以降の段階で、ASEAN知的財産研究所の設立に向けた具体的な動きが出てくることを視野に入れ、関係各機関への提言につなげられれば更に時機を得た有益な研究成果となると考える。

（２）活用可能なこれまでの成果物

本研究を遂行していくにあたり、活用可能なこれまでの成果物としては、以下のものが考えられる。

筆者は、ERIA (Economic Research Institute for ASEAN and East Asia) Project(“Future visions and policy recommendations for ASEAN Member States based on estimation of industrial property applications”)において、ASEAN各国の知的財産出願件数の予測及び重要要因の抽出に携わってきたが、その成果物を発展的に本研究に活用することができる（ERIAの了解が必要）。筆者は、ASEAN各国において、日本国特許庁（JPO）、世界知的所有権機関（WIPO）または独立行政法人国際協力機構（JICA）主催の講演活動を精力的に行っており、すでにASEAN地域の多くの専門家と人脈が形成されている。

アジア知的財産研究所という構想は以前から語られてきたが、近年のASEAN諸国連合の進展の中ではASEAN主導の研究所を設立することの意義が大きいと思われる。ベトナムには、すでに知的財産研究所VIPRIが設立され以前の長官が研究所長に就任しており、今後さらに発展させたいとの意向があるものと思慮し、駐在先の候補と考えられる。また、インドネシア知財庁は2017年の自国特許出願件

数が倍増したことの実績から、今後ASEAN地域でさらにリーダーシップを発揮したいと考えていると思われる。

（３）研究の特徴

本研究「ASEAN地域における知的財産権研究の必要性に関する研究及びASEAN知的財産権研究所の設立に関するフィージビリティスタディ」は、ASEAN地域における知的財産の活用と知的財産の開発を目的とした研究である。しかし、その研究過程や研究成果は日本との関係に大きく貢献するものであり、この点が本研究の特徴と独創性と言えると確信している。知的財産に関する活動の高度化のためには、現状分析、課題抽出、解決策等を踏まえた知的財産研究の充実が必要である。知的財産活動は、出願、審査、登録、知財管理、権利行使、ライセンスなど、多くの実務が中心的な活動であり、とにかく実務に関する議論が中心となり、実務を担当する部門では研究活動は十分に行われない。一方で、社会環境は日々変化しており、これに伴い新たな実務の発生や変更が必要になるが、研究活動の不足により変化に対応できないという状況が起りやすい。知的財産研究の主題は、判例、制度改正、国際的制度調和、審査の質・効率の向上、知財情報の活用、価値評価、産学連携、ビジネス等、実に多岐にわたる。これまでは、法律分野の知財研究が中心であって、その他の分野における知財研究は十分でなかった。各国が抱える研究課題は、歴史、文化、産業、教育等を反映して多種多様である。知財研究に関するグローバルフォーラムの欠如により、知財研究は、先進国における取り組みのみで、途上国では知財教育・訓練が中心であった。知財研究を国際的な規模で議論し推進していくことが必要な時期になっている。

（４）ASEAN（東南アジア諸国連合）の動き

（ASEAN Website； <https://www.aseanip.org/>より抜粋引用）

- (i) ASEAN加盟国：10か国
- (ii) 2016年統計：人口約6億3,862万人、GDP2兆5,547億米ドル
- (iii) 1980年代：投資・貿易の自由化、輸出指向の開放的経済政策
- (iv) 1993年：ASEAN自由貿易協定AFTA（関税障壁の廃除）
- (v) 2015年末：ASEAN経済共同体AECにより、ASEAN域内の経済統合を実現
- (vi) 1995年：知財協力に関するASEAN枠組み協定(ASEAN Framework Agreement on Intellectual Property Cooperation)

- (vii) 1996年：ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC：ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation）「ASEANイニシアティブを意識した対外的交渉」

ASEAN各国の知的財産研究に関するニーズを把握することが必要な時代に入ってきた。そして、ASEANのメンバー国が知的財産研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくことが必要である。

（５）ASEANにおける知財教育研究の現状と課題

- (i) 2007年に設立されたベトナム知的財産研究所における知的財産研究
- (ii) フィリピン、マレーシア、シンガポールなどの知財庁による知財教育プログラム
- (iii) 各国の大学法学部を中心とする知的財産制度、判例研究
- (iv) 大学のMOT教育における知的財産科目の開設
- (v) ASEANが抱える知的財産研究ニーズの多様性
- (vi) ASEAN地域に独特の知的財産研究の推進
- (vii) ASEAN加盟国による共同作業の可能性
- (viii) メンバー国によるリーダーシップ
- (ix) ASEANイニシアティブの尊重と今後の先進国支援の在り方

（６）想定される研究成果／研究者ネットワークの活用例

研究成果は、今後のASEANにおける知的財産研究の議論に活用されるであろう。AWGIPCにおいては各国が抱える知的財産制度運用上の課題解決の議論が進められており、今回抽出された知的財産研究のニーズは、多くの課題について実質的な議論を進めるための貴重な素材とすることができる。ASEANが制度調和を進めるためにも大いに役立つ研究成果として期待できる。また、本研究を通して構築されるネットワークは、日本からの支援の在り方を議論するうえでも、また当該ネットワーク人材には、現実に知的財産研究所を設立していく際のキーパーソンとしての活躍が期待できる。

Ⅲ．研究成果

1．ベトナム知的財産研究所VIPRI発足の経緯とこれまでの活動状況

ベトナム知的財産研究所（VIPRI;Vietnam Intellectual Property Institute）は、法律、経済、技術及び知的財産権の分野における学際的な研究、教育、及び専門家による鑑定のための政府機関である。VIPRIは科学技術大臣によって2007年に設立された。VIPRIの活動は、国家予算及び国内外の組織や個人等からの資金によって賄われている。そして、知的財産の分野の専門家や実務家と共同で、経験豊富な専門知識を有する職員によって構成されている。さらに、ベトナムの学术界、実務家、産業界が、知的財産に関する技術、知識、経験を共有するために、世界の主要な知的財産研究所や国際機関、その他のパートナーと様々な戦略的パートナーシップを形成している。これにより、VIPRIは、知的財産権の創造、保護、活用、権利行使、管理のための能力開発に重要な役割を果たすことが期待されており、ベトナムの科学技術及び産業経済の発展に多大な貢献をしている。

（１）VIPRIの目的

VIPRIの目的は、知的財産権の保護と権利行使に関する専門的知識と実践的スキルを開発し、これによって知的財産権制度及び運用の強化を目的として、知的財産分野における国内外のさまざまな問題に関する研究、教育及び専門による鑑定を行うことである。

（２）ミッション

（i）広範囲にわたる知的財産研究

VIPRIは、次のような広範な研究活動を行っている。

- (a) 知的財産の開発、評価、商品化、知的財産管理に関する課題
- (b) 知的財産の管理及び開発に関する方針
- (c) 知的財産の分野における保護メカニズム、開発傾向及び適切な保護方針に関する問題
- (d) ベトナムの知的財産に関する行動計画の策定及び実施のための国際的慣行及び経験

(ii) 包括的な知的財産教育

VIPRIは以下を含む包括的な知的財産権訓練を実施している。

- (a) 国内外のワークショップ、セミナー、シンポジウムの開催
- (b) プログラムの設計、研修コースの講義及び教材作成
- (c) 知的財産人材を育成するためのコースの組織化
- (d) 書籍、マニュアル、研究報告書、記事等の資料作成と出版
- (e) 知的財産法及び規則の公布活動参加すること。

(iii) 有資格知的財産コンサルタント及び専門家証人

VIPRIは、以下を含む、知的財産に関する資格のあるコンサルタント及び専門家証人を行う。(i) 当局、組織及び個人の要請に応じて、知的財産に関する法的及び技術的専門知識を提供する。(ii) 知的財産権紛争及び侵害の解決のための助言 (iii) 知的財産に関する国内のプログラム、政策、法律及び規制について提案をすること。(iv) 知的財産権の保護及び執行のための専門家証人機能を直接遂行する。

(iv) 国際協力の拡大

VIPRIは、知的財産権の創造、保護、活用、権利行使及び管理における知識交換及び能力開発における相互利益のために、知的財産権の研究、訓練、コンサルタント及び専門家証人を専門とする様々な海外組織と効果的な国際協力を行う。

(3) 組織

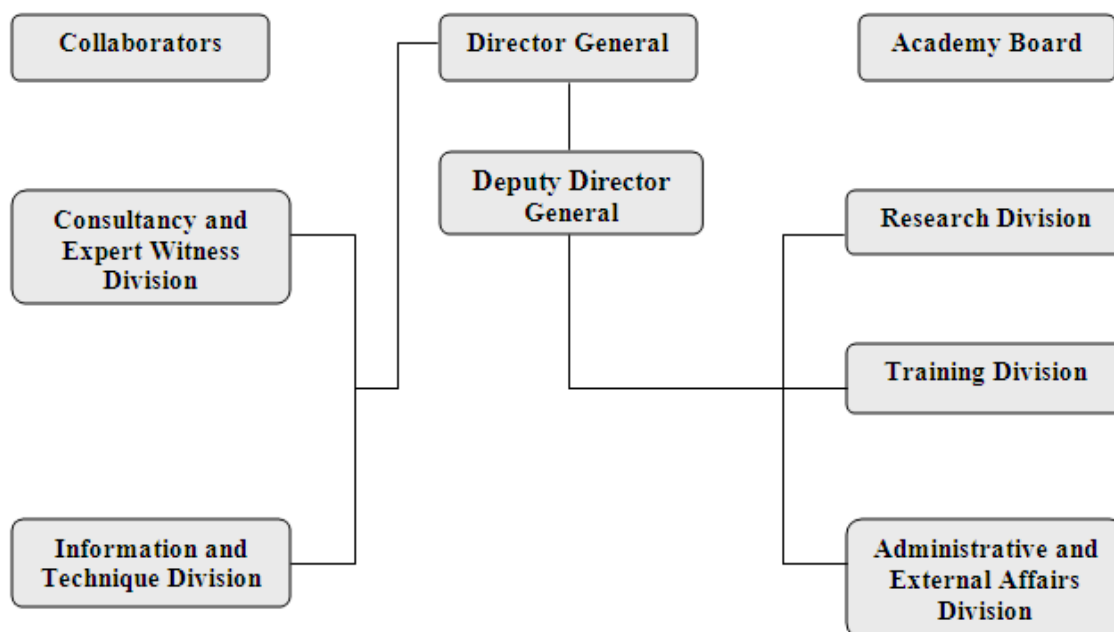


図 1 : VIPRIの組織図 (出典 : VIPRI URL; <http://english.vipri.gov.vn/>より)

(4) 知的財産権研究に関する方針

VIPRIは、その研究活動と他の組織/個人の研究成果の公表または適用を組み合わせることを提唱している。VIPRIの長期にわたる研究活動で最も重要な基準と目標は、結果の有用性と適用性である。短期的には、応用研究が優先されている。VIPRIの研究任務は、VIPRIが提案する承認された年次研究計画に基づいて科学技術省によって決定され、他の組織/企業との研究契約または他の団体との共同作業を含む場合もある。VIPRIの研究成果は、研究契約に定められた知的財産権の配分、または法規制に従って財産として管理される。VIPRIは、専門的活動ならびに科学技術分野での実践的研究成果として高く評価されている。

(5) 具体的知的財産研究活動

VIPRIの知的財産権研究活動は、以下のトピックに焦点を当てている。

- (i) 知的資産の経済学的側面（知的財産の評価、知的財産の商業化、合併及び買収/破産における知的資産の扱い、知的財産の監査及び課税）
- (ii) 知的資産管理及びマーケティング。
- (iii) 企業及び行政における知的財産活動の管理
- (iv) 知的財産権保護のメカニズム、知的財産の開発動向等
- (v) 知的財産権の権利行使及び侵害の分析（知的財産権の執行当局を支援するための侵害の意見を提供するためのシステム構成、方法及びプロセス、知的財産の損害計算）
- (vi) 知的財産用語集、知的財産教育のカリキュラム及びプログラム、情報資源の引用、知的財産権の判例その他の実務上の問題

VIPRI設立以降の研究成果（レポートのタイトル）を以下に記載。

The Year 2007

- (a) New organizational model for the intellectual property research, training and expertise service provider
- (b) General procedures for providing industrial property expert evidence (including scope of protection opinions, similarity opinions and infringement opinions)
- (c) Training programs and methods on intellectual assets management for businesses and S&T organizations

The Year 2008

- (a) Patent valuation method for application in Vietnam
- (b) Method for building intellectual property management strategy for application in businesses
- (c) Detailed procedures for providing industrial property expert evidence
- (d) Method for determining patent infringement
- (e) Method for determining trademark infringement

The Year 2009

- (a) Trademark valuation method for application in Vietnam
- (b) Unified rules for citations in research/scientific documents
- (c) Method for determining industrial design infringement
- (d) Use of databases on trademark filings and registrations for infringement analysis

The Year 2010

- (a) Building a glossary of intellectual property terms in the field of intellectual property enforcement
- (b) Relation between patent prosecution and infringement determination
- (c) Relation between industrial design prosecution and infringement determination
- (d) Relation between trademark prosecution and infringement determination
- (e) Doctrine of equivalents and other related theories for patent, design and trademark infringement determination
- (f) Use of case laws and precedents in patent, design, trademark infringement determination
- (g) Use of design filings and registrations databases for design infringement analysis

The Year 2011

- (a) Method for calculation of patent damages award
- (b) Method for calculation of industrial design damages award
- (c) Method for calculation of industrial design damages award
- (d) Method for determining trademark counterfeits
- (e) Method for determining three-dimensional trademark infringement

- (f) Industrial property rights transfer in Vietnam and its implication to domestic technology market
- (g) Patent protection system from 1981 to 2011 in Vietnam and its implication to development of domestic technologies and industries

The Year 2012

- (a) Trade dress protection in determining trademark, tradename and industrial design infringement
- (b) Famous trademark protection in determining trademark infringement
- (c) Mechanism of intellectual property disputes settlement in internet environment
- (d) Method for determining tradename infringement
- (e) Method for determining geographical indication infringement
- (f) Method for determining defensive trademark infringement
- (g) Method for determining collective/certification trademark infringement

The Year 2013

- (a) Technical process of patent, industrial design and trademark valuation for application in Vietnam
- (b) Types of patent claims for patent infringement analysis and determination
- (c) Intellectual property issues in franchising for intellectual property
- (d) IP related on unfair competition for infringement analysis and determination
- (e) Current patent protection in the field of pharmaceutical and agricultural chemical products in Vietnam for improving the public accessibility to those products
- (f) Method for determining layout design of semiconductor integrated circuit infringement
- (g) Protection of character's image and name for industrial property infringement analysis and determination
- (h) Method of survey and gathering evidences on the actual confusion in support of trademark infringement determination
- (i) Method for determining business secret infringement
- (j) Using IP Audit tool in intellectual asset management

- (k) Method of sample collection for intellectual property infringement determination
- (l) Current intellectual asset management in typical enterprises and needs for intellectual property asset training of those enterprises

The Year 2014

- (a) The IP audit tool and proposals on its application in Vietnam
- (b) The conflict between a trademark used for a good and a similar trademark used for a service
- (c) The protection of use inventions (claims) in Vietnam
- (d) Construction of the protection scope of an industrial design for determining infringement
- (e) Technique of IP Map for IP assets management
- (f) Balancing the interests of investors and creators/inventors for promoting creation and innovation
- (g) IP related issues in a new policy on expanding top level domain name (TLDs) of ICANN

The Year 2015

- (a) The status of transferring domestic intellectual assets to foreigners and its impact on socio-economic development
- (b) The structure and content of specialized courses on intellectual asset management for improve merit of the intellectual asset managers in Vietnamese enterprises
- (c) Demand based proposal on intellectual property information services and products to satisfy Vietnamese organizations/individual' s needs.
- (d) Method of determining the distinctiveness of trademark through the actual use
- (e) Method of determining geographical indication counterfeits
- (f) Intellectual property due diligence for intellectual asset management
- (g) The conflict problems between industrial design right, trademark right and copyright and their solutions
- (h) The current of patent protection and exploitation of Vietnamese right holders.
- (i) Partial industrial design protection

- (j) Intellectual property issues related to 3D printing technology

The Year 2016

- (a) Identification of patent intensive industries in Vietnam
- (b) Intellectual properties as collaterals in secured transactions
- (c) Intellectual properties as capital contribution
- (d) Reverse engineering and parallel import in the field of patent in Vietnam
- (e) Intellectual property taxation
- (f) Interests balancing in standard essential patent protection
- (g) Model of specialized intellectual property civil court
- (h) Intellectual property managers in enterprises
- (i) Patent misuse and competition restriction
- (j) Traditional knowledge protection

The Year 2017

- (a) The contribution of patents to Vietnam's GDP
- (b) Status of and solutions for developing intellectual assets (patents, industrial designs, trademarks and geographical indications) of Vietnamese enterprises to serve the national intellectual property strategy to 2030
- (c) Impact of use claim protection on socio-economic development
- (d) Sound trademark protection
- (e) Smell trademark protection
- (f) Agrochemical data protection and its impact on socio-economic development
- (g) Pharmaceutical data protection and its impact on socio-economic development
- (h) Border control of intellectual property
- (i) The liability of the internet service providers (ISPs) in copyright enforcement in the online environment
- (j) Making questionnaire (for surveys) to evaluate trademark actual confusion of consumers
- (k) Method of evaluating the impact of intellectual property on firm performance

The Year 2018

- (a) Method of determining the economic costs of industries caused by trademark counterfeits in Vietnam
- (b) Artificial intelligence (AI) and intellectual property issues
- (c) Patent protection for business methods
- (d) Internet of things (IoT) and intellectual property issues
- (e) Intellectual property protection for digital health
- (f) NPEs issues: world current status and lessons for Vietnam
- (g) Identification of the functional elements of the industrial design
- (h) Transfer pricing related to intellectual property
- (i) Internet service providers (ISPs) liability for trademark infringement

(6) 知的財産権訓練に関する内部方針

ベトナムが現在直面している知的財産活動に関連した最も重大な問題は、知的財産管理戦略の分野における企業ならびに科学技術組織（「企業」）のための訓練活動の欠如である。ほとんどの企業は、知的財産管理問題の重要な役割をまだ尊重していないため、知的財産管理に関する戦略を構築していない。また、知的財産管理の教育を提供する組織はほとんどない。これらの課題は、ベトナム企業の競争力と経済成長に影響を与える。上記の実践的な要求を満たすために、現在のVIPRIの任務の一つは、カリキュラムと内容の設計、トレーナーの選択、トレーナーの訓練、講義の実行、クラスと研修生の管理に力を入れてきた。具体的プログラムとしては、VIPRIが2008年から提供してきた以下のトピックスに焦点をあてている。

- (i) 知的資産及び知的資産管理の一般的な紹介
- (ii) 知的資産の創造
- (iii) 知的資産に対する権利の取得
- (iv) 知的資産に対する権利の保護及び権利行使
- (v) 知的資産及び知的財産権の活用。
- (vi) 知的財産価値の管理
- (vii) 知的財産情報の組織化及び活用
- (viii) 知的資産管理戦略

上記の研修プログラムは、対象とする研修生/受講者向けにカスタマイズされて設計されており、参加者の資格や経験に基づいて基本的な内容から専門的な内容までさまざまなレベルに分けられている。

(7) 知的財産教育プログラム

企業向けに設計された知的財産教育プログラムは、現在、知的資産管理のトピックに焦点を当てている。プログラムは年間300-500人の研修生に対し、年に3-6回組織される。プログラムは、研修生の企業の種類や企業における研修生の地位に応じて15のグループを含み、様々な研修生を対象としている。企業の種類は五つのグループに分けられる。

- (i) 研究、訓練グループ
- (ii) 製造グループ
- (iii) 商社グループ
- (iv) 法執行機関グループ
- (v) 弁護士及び実務者グループ

研修生の立場も三つのグループに分けられる。

- (i) 指導者、政策決定者
- (ii) 経営幹部
- (iii) クリエイター、イノベーター、デザイナー

カリキュラムは、各グループに合わせて次のような様々なレベルで設計される。

- (i) 1ヶ月間の基本レベル（約60時間）
- (ii) 3ヶ月間の上級レベル（約180時間）
- (iii) 5ヶ月間の職業レベル（約300時間）

プログラムのコアトレーナーは、主にVIPRIや知的財産局（NOIP）などの機関、及び権利行使機関から招聘される。各カリキュラムのトピックは、次のようなモジュールに関するもので構成されている。

- (i) 知的資産及び知的資産管理の一般的な紹介、知的資産の概念、種類、役割及

び管理原則

- (ii) 知的資産の創造、知的資産の発掘及び特定
- (iii) 知的資産に対する権利の共有
- (iv) 知的資産に対する権利の取得、要件及び登録手続、知的財産ポートフォリオ管理
- (v) 知的資産に対する権利の保護及び権利行使、監視及び侵害行為に対する措置
- (vi) 知的財産法の概要とケーススタディ、偽造防止商品対策
- (vii) 知的資産及び知的財産権の活用及び商品化、知的資産に対する権利の使用、使用許諾
- (viii) 知的資産価値の管理、知的財産価値評価と監査
- (ix) 知的財産権情報、検索と活用
- (x) 知的財産データベース及び判例法データベース
- (xi) 知的資産管理戦略の策定方法。

＊具体的なトレーニングプログラムは、VIPRIのホームページを参照。

VIPRI URL; <http://english.vipri.gov.vn/>

(8) 知的資産評価に関する立法規定

ベトナム知的財産研究所 (VIPRI) は、科学技術大臣が公布したVIPRIの組織及び活動の規則に規定されている知的資産評価の機能を、科学技術省及び財務省の共同通達に基づいて実施している。VIPRIは、知的財産評価を含む知的財産の専門的活動を実施するための独自の条件を持っている。これは、工業所有権専門資格証明書No. 01/CN-SHTTによって付与されている。そして、以下の法的根拠に基づいて知的資産評価を行っている。

- (i) 国家予算を使用した研究、技術開発及び知的資産の評価に関する科学技術省及び財務省の共同通達No. 39/2014/TTLT-BKHCN-BTC
- (ii) 財務省公認評価基準第13号の通達第06/2014/TT-BTC
- (iii) 知的財産法201条（知的財産権の専門知識）（2005年、2009年）
- (iv) 知的財産権の保護及び国家管理に関する知的財産法の実施を詳述し指導する政令第105/2006/ND-CP第6章（知的財産の専門知識-39～53条）
- (v) 2010年12月30日付けのDecree 119/2010/ND-CPによって修正及び補足される知的財産権
- (vi) 科学技術市場に関する仲介機関の設立及び運営の条件に関する科学技術省の通達番号16/2014/TT-BKHCN

（９）相談と専門知識

VIPRIは、国内外の執行機関、組織、企業、個人の要請に応じて知的財産紛争及び侵害の解決を支援するための専門的なサービス（または評価または評価サービス）を提供する独自の政府機関である。裁判所の前での専門家の証人業務を含む。これらのサービスは、ベトナム知的財産法201条（2005年に公布され2009年に改正）、政令第105/2006/ND-CP39-53条（2006年に公布され改正されたもの）に規定されている。上記の規定によると、VIPRIが提供する知的財産権専門サービスは以下の問題をカバーしている。

- (i) 保護対象の保護範囲の決定（または解釈と構成の主張）
- (ii) 保護対象と侵害の訴訟の対象が侵害の要素となるかどうかを判断するために、保護対象と侵害の訴訟の対象との同一性または類似性を判断する（または知的財産権侵害分析）
- (iii) 知的財産権の価値及び損害賠償の決定

書面による知的財産の専門知識に関するVIPRIの結論は、行政、民事及び刑事訴訟における訴訟の処理、ならびに関係当事者間の紛争及び/または侵害訴訟の解決のための証拠（専門的証拠）として法律及び規則によって規定されている。

(1 0) 専門家による鑑定書提出の実績

Year	IP Types				Total
	特許	意匠	商標	地理的表示	
9-12.2009	26 (3)	59 (5)	107 (14)	0	192 (22)
2010	24 (2)	52 (6)	258 (19)	0	334 (27)
2011	11 (1)	81 (3)	305 (40)	0	397 (44)
2012	2 (0)	83 (5)	376 (45)	0	461 (50)
2013	22 (0)	46 (2)	388 (51)	0	456 (53)
2014	11 (1)	84 (5)	477 (54)	1	573 (60)
2015	13 (0)	99 (9)	600 (59)	1 (1)	713 (69)
2016	21 (1)	117 (18)	565 (56)	0	740 (75)
2017	30 (3)	147 (22)	632 (99)	2 (1)	811 (125)
2018	28 (2)	112 (3)	687 (94)	0	827 (99)
Total	188 (13)	880 (78)	4.395 (531)	4 (2)	5.467 (624)

表 1 : VIPRIの専門家による鑑定書の実績 (VIPRI Expert Witness Divisionより入手)

(1 1) 知的財産の価値評価

VIPRIの役割の一つとしてValuation業務が定義されている。しかし、これまでに1件の価値評価の依頼があっただけで、現実にはほぼ取り扱っていない状況である。それも10年ほど前のことであり、それ以降は依頼が来ていない状況である。

2014年に科学技術省と財務省による共同通達が出された。これは、国家予算を使って研究開発を行った成果物の権利の帰属、使用実績に基づく利益還元、知的財産権の価値評価を定義したものであり、知的財産の価値評価の在り方として一つの参考になるものである。この通達の中では、価値評価手法として、コスト、マーケット、インカムの三つの手法が規定されているが、現実の評価依頼がほとんどないこと、いずれの評価手法も十分な検証が行われていないことから、活用されているとは言い難い。VIPRIとしては、知的財産の価値評価の社会ニーズが高まっていくこと、及び、知的財産の専門の研究機関として将来のニーズにこたえていくことを期待しているが、これまでのところ十分には機能していない。今後ニーズが高まり多くの依頼案件が出てきた時の場合のことではあるが、その場合には、上記の共同通達に記載された手法を用いて評価することになるだろう。ただし、一つの手法に頼るのではなく、少なくとも二つ以上の手法による評価結果から妥当な評価結果を導き出すことが必要だと考える。国家機関による評価ではないが、民間レベルでも1件の評価ケースがあげられる。ベトナムの古いメーカーで、Film製造を行っている企業が保有する知的財産に関する評価ケースである。

（１２）国際協力の拡大

VIPRIは、知的財産の創造、保護、活用、権利行使及び管理に関する知識共有及び能力開発に向けて、知的財産研究、教育、コンサルタント、鑑定を専門とする様々な海外の組織と相互利益を目的として効果的な国際協力を推進する。

（１３）GNIPA認証

VIPRIは、2012年2月1日付のWIPO Academy Directorからのレターにおいて、WIPOが、VIPRIをGNIPAのメンバーとして承認された旨の正式な通知を受けている。GNIPAは、各国の知的財産研究機関の国際的な協力を推進する機関である。

2. アンケート調査のデザインと調査結果

(1) デザイン

アンケート調査のデザインとしては、ASEAN地域の知的財産権制度が地域の産業発展に寄与するためには、どのような課題が存在するか、その課題解決に必要な要因の抽出、要因を反映させた施策の立案、施策遂行により期待される結果の推論などに基づき検討を進めていく。

(2) 調査結果

アンケート配布数 188

回答数 126 (2019年10月11日現在)

国別アンケート回答数は以下となった。

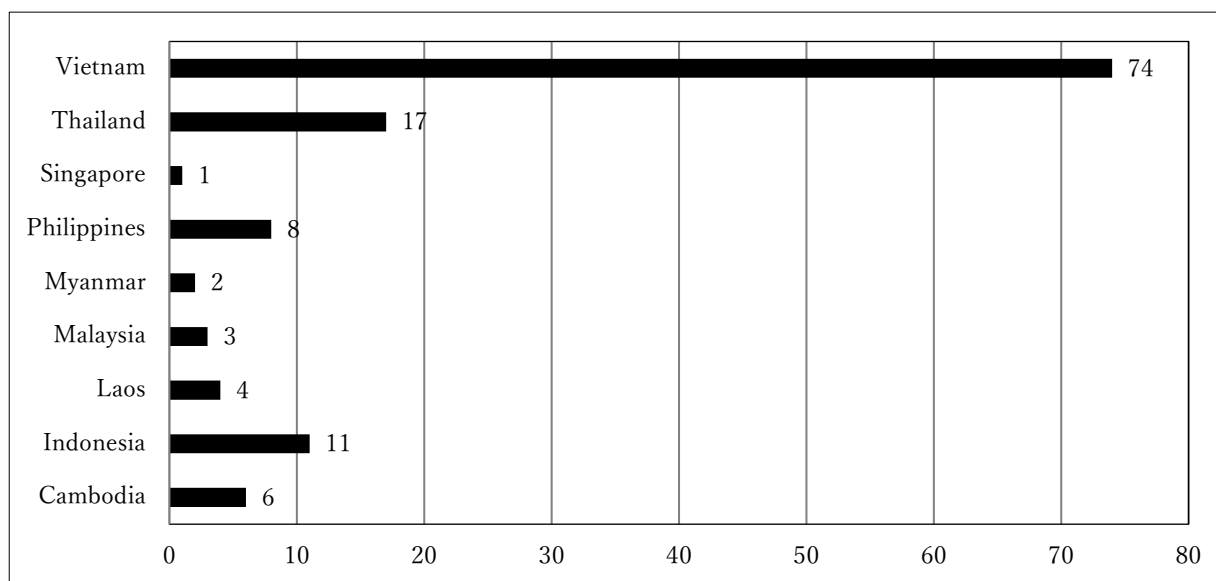


図2：国別アンケート回答数

アンケートに対する回答数は、知的財産研究に関する知的財産研究活動への興味度を表しているとも考えられ、回答数の多い国が今後の知的財産研究所設立の中心的な国になる可能性は高いと考えられる。

(3) ASEAN全体における平均値及び標準偏差とその考察

		ASEAN total		
Q No	Selected Questionnaires	N	Mean	Std. Dev
Q2	I am interested in research on intellectual property.	123	4.40	0.65
Q9	There are various research subjects on intellectual property.	123	4.41	0.66
Q10	Court case studies on intellectual property are important.	123	4.47	0.69
Q11	Research on the legal system is important to amend the intellectual property system.	123	4.47	0.59
Q12	Research on the practical procedures required for intellectual property system is important.	123	4.46	0.62
Q13	Research on international harmonization of intellectual property systems is important.	123	4.41	0.66
Q14	Research on examination procedures for registration is important.	123	4.41	0.58
Q15	Research on the quality and efficiency of examination procedures for registration is important.	123	4.41	0.57
Q16	Analytical research on intellectual property information is important.	123	4.39	0.62
Q17	Research on valuation of intellectual property rights is important.	123	4.41	0.63
Q18	Research to promote industry-academia collaboration is important.	122	4.35	0.69
Q19	Research on intellectual property management in the private sectors is important.	123	4.37	0.63
Q20	Research on the national intellectual property policy and strategy is important.	123	4.55	0.58
Q21	Research on new subjects for protection by intellectual property rights is important.	123	4.33	0.66
Q22	Research on intellectual property protection in the field of IOT (Internet of Things) is important.	123	4.34	0.69

Q23	Research on intellectual property protection in the field of AI (Artificial Intelligence) is important.	123	4.39	0.65
Q29	ASEAN member states should promote their own research on intellectual property, as ASEAN IP forum.	123	4.03	0.61
Q31	ASEAN Intellectual Property Research Institute should be established within the ASEAN member states in the future.	123	4.10	0.83
Q34	Intellectual property research should proceed together with intellectual property education.	122	4.30	0.74
Q36	Research on intellectual property is important as well as intellectual property practices.	123	4.36	0.68
Q37	The importance of research on intellectual property should be further emphasized in the future.	123	4.33	0.65
Q38	The infrastructure necessary for research on intellectual property should be established in the future.	123	4.28	0.77
Q39	In addition to intellectual property practitioners, intellectual property researchers should be trained.	123	4.42	0.60
Q40	Researchers on intellectual property should be trained in the legal field.	123	4.21	0.69
Q44	Each country should promote their research, as it can be reflected on intellectual property policy of each country.	123	4.25	0.59
Q45	ASEAN member states should consider the research on intellectual property as a subject of ASEAN, and promote it under ASEAN's leadership.	123	4.02	0.70
Q46	Research on intellectual property in the field of trademarks is important.	123	4.41	0.54
Q47	Research on intellectual property in the field of design is important.	123	4.33	0.63
Q48	Research on intellectual property in the field of utility model is important.	123	4.29	0.67
Q49	Research on intellectual property in the field of patent is important.	123	4.50	0.56

Q50	It is important to increase the number of intellectual property applications by the resident applicants.	123	4.36	0.75
Q51	Research on GI; Geographical Indication is important.	123	4.28	0.67
Q52	Research on intellectual property in the field of enforcement is important.	123	4.41	0.61
Q53	Research on intellectual property infringement in the business is important.	123	4.36	0.69
Q54	Research on the legal practices at the court is important.	123	4.38	0.63
Q55	Research on intellectual property should be promoted under the initiative of ASEAN.	123	3.96	0.69
Q56	ASEAN should jointly promote research on intellectual property, beyond different history, religion, educational environment, industry, culture, lifestyle and values.	123	4.05	0.71
Q60	Research on intellectual property has already been sufficiently conducted in my country.	123	2.53	1.02
Q61	My country should actively promote research on intellectual property more in the future.	123	4.40	0.52
Q63	ASEAN member states should cooperate and promote research on intellectual property in the future.	123	4.28	0.68
Q64	ASEAN intellectual property research institute should be established in the ASEAN region in the future.	123	4.07	0.77
Q65	Research on intellectual property should be promoted in cooperation with Japan, the US, Europe, etc.	123	4.26	0.70

表 2 : 各質問のサンプル数・平均値・標準偏差 (高い平均値が得られた質問項目)

(4) ASEANにおける知的財産研究ニーズの把握

アンケートへの回答結果から「強い同意 (高い平均値)」が得られた質問項目に着目し、ASEANにおける知的財産権ニーズを抽出整理すると以下ようになる。

平均値が ≥ 4.5 でニーズが高い研究テーマとしては、国の知的財産政策及び戦

略に関する研究、特許分野における知的財産研究が抽出された。日本での知的財産戦略が叫ばれた2002年の小泉総理による施政方針演説の時期とすると、今から17年前の日本の状況がASEANにおいて表れていると言えるだろう。我が国から遅れる期間として17年間に短縮されていると考えるほうが適切かもしれない。ASEANが我が国をはじめ先進各国に追いつく努力をしていることがうかがわれる。また、特許に関する意識が高まっている。ASEANというと、商標、意匠出願が中心であったが、意識改革を進めて技術立国への持ちを模索し始めたといってもよいかもしれない。

4.5>平均値 $\geq$ 4.4というアンケート評価が得られた研究テーマとしては、判例研究、知的財産制度改革のための法学研究、知的財産制度の実務に関する研究、知的財産出願の審査から登録までのプロセス（品質、効率等）に関する研究、知的財産権の価値評価に関する研究、知的財産制度の国際的調和に関する研究などが抽出された。

さらに、4.4>平均値 $\geq$ 4.3というアンケート評価が得られた研究テーマとしては、知的財産情報の分析研究、産学連携に関する研究、民間企業における知的財産マネジメントに関する研究、知的財産保護の新領域に関する研究、IoT (Internet of Things)やAI (Artificial Intelligence)領域の発明の保護に関する研究、知的財産権の自国出願を促進する要因に関する研究、知的財産権の権利侵害に関する研究、裁判所における訴訟手続き実務に関する研究などの研究ニーズが抽出された。そして、これらの研究ニーズに加えて、知的財産研究が、知的財産教育に加えて重要であり、将来的に、更に重要視されるべきとの声がアンケート結果から読み取ることができた。

（５）重回帰分析による要因抽出

図３のとおり、65項目の質問項目から目標とすべき項目を選択し、これらを目的変数として設定する。また、設定した目的変数に対し、重回帰分析により、残りの64項目のうち説明変数として貢献度の高い項目を抽出する。今回は、将来ASEAN地域として知的財産研究を推進すべきという目的、ASEAN加盟国は、それぞれ独自に知的財産研究を推進すべき等の目的変数を選び、これらの結果をもたらす原因として考えるべき項目を抽出した。今後の、知的財産研究所設立に向けてのヒントを得ることができる。

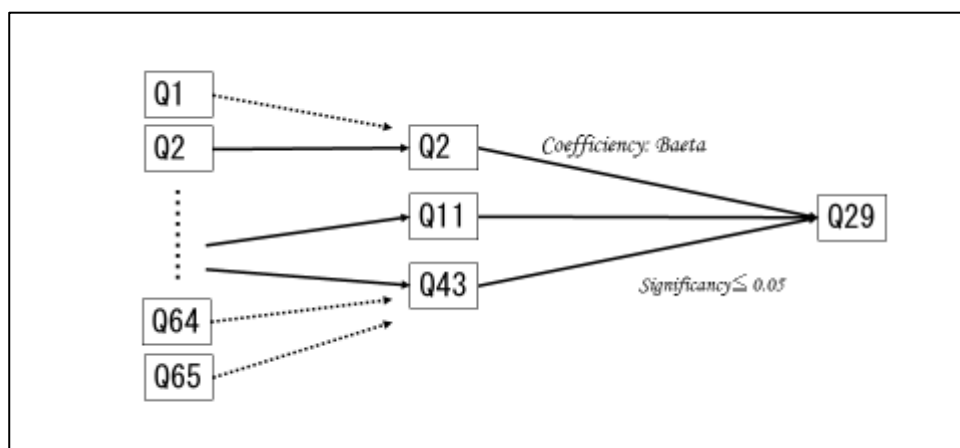


図３：重回帰分析による要因抽出

(i) 知的財産に関する研究の重要性が、今後さらに強調されるためには？

Dependent Variable: Q37 The importance of research on intellectual property should be further emphasized in the future.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
10	(Constant)	0.782	0.472		1.655	0.101		
	Q11	0.607	0.091	0.553	6.692	0.000	0.616	1.623
	Q39	0.330	0.095	0.306	3.466	0.001	0.541	1.849
	Q59	0.167	0.045	0.256	3.698	0.000	0.877	1.140
	Q20	-0.326	0.097	-0.290	-3.354	0.001	0.566	1.768
	Q6	0.141	0.045	0.216	3.120	0.002	0.877	1.140
	Q7	-0.156	0.069	-0.166	-2.248	0.027	0.776	1.288
	Q52	0.254	0.085	0.241	3.009	0.003	0.660	1.516
	Q40	-0.202	0.073	-0.216	-2.778	0.006	0.697	1.434
	Q36	0.239	0.084	0.250	2.842	0.005	0.545	1.833
	Q13	-0.220	0.093	-0.225	-2.379	0.019	0.470	2.125
a. Dependent Variable: Q37								

図 4 : Q37を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
10	.727 ^j	0.528	0.486	0.4651084

図 5 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

知的財産に関する研究の重要性が、今後さらに強調されるためには、自国内での知的財産研究が遅れていることの認識を持ち、まずは、知的財産分野の研究者の教育に取り組む必要がある。特に、権利行使関連の知的財産研究を推進することが研究の重要性に貢献することになるであろう。知的財産分野は実務が中心となってきたが、今後は新たな知見を生み出す研究領域に注力する必要があるとの結果が得られた。

(ii) 知的財産研究は、各国が独自に推進していくべきであり、そのためには何が必要か？

Dependent Variable: Q35 Intellectual property research should be promoted as a role of national institute.

Coefficients ^a								
		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
9	(Constant)	-1.014	0.544		-1.863	0.065		
	Q52	0.189	0.107	0.149	1.765	0.080	0.600	1.667
	Q59	0.259	0.055	0.332	4.715	0.000	0.864	1.157
	Q23	0.474	0.110	0.397	4.299	0.000	0.503	1.988
	Q27	0.264	0.076	0.259	3.477	0.001	0.775	1.290
	Q48	0.274	0.095	0.239	2.881	0.005	0.625	1.600
	Q30	-0.221	0.093	-0.189	-2.377	0.019	0.676	1.479
	Q22	-0.327	0.121	-0.290	-2.694	0.008	0.370	2.702
	Q34	0.178	0.077	0.168	2.297	0.023	0.803	1.245
	Q42	0.143	0.076	0.143	1.881	0.063	0.740	1.351
a. Dependent Variable: Q35								

図 6 : Q35を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
9	.718 ⁱ	0.515	0.477	0.5602584

図 7 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

知的財産研究は、各国が独自に推進していくべきであり、そのためには何が必要かという点に関しては、まずは、国内で知的財産研究の必要性に関する議論を進めるとともに、知的財産分野の研究者の育成に注力し、特に、権利行使に関する実効性を高めるための方策について研究することが独自の知的財産研究を推進していくカギになるという結果が得られた。さらに、ASEAN加盟国がそれぞれ異なる研究テーマを持っている点も尊重することが必要である。

(iii) 各国の知的財産政策に反映する検討は、各国が独自に推進すべきであるとの目的変数に対しては？

Dependent Variable: Q44 Each country should promote their research, as it can be reflected on intellectual property policy of each country.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
10	(Constant)	-0.139	0.364		-0.381	0.704		
	Q17	0.134	0.070	0.141	1.910	0.059	0.559	1.789
	Q24	0.205	0.064	0.213	3.193	0.002	0.684	1.462
	Q58	0.211	0.059	0.253	3.590	0.000	0.614	1.628
	Q46	0.221	0.079	0.201	2.786	0.006	0.586	1.706
	Q6	0.112	0.036	0.188	3.146	0.002	0.852	1.174
	Q59	0.090	0.035	0.151	2.554	0.012	0.871	1.148
	Q30	0.161	0.060	0.180	2.690	0.008	0.680	1.471
	Q2	0.187	0.064	0.205	2.914	0.004	0.618	1.617
	Q52	-0.158	0.074	-0.163	-2.139	0.035	0.527	1.896
	Q1	-0.106	0.054	-0.120	-1.952	0.053	0.805	1.243

a. Dependent Variable: Q44

図 8 : Q44を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
10	.811 ^j	0.658	0.628	0.3629830

図 9 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

各国の知的財産政策に反映する検討は、各国が独自に推進すべきであるとの目的変数に対しては、各国が異なる研究テーマを持っていることを明らかにすることが必要であり、独自の研究活動の推進のためには、先進国からの支援協力を得ることが必要であるとの結果が得られた。ASEAN各国は独自の研究テーマを持っているため、各国ごとに独自に研究活動を推進していくことが考えられるが、その際に必要な協力に関して我が国が率先して参画していくことは各国の要請にこたえるものであると考えられる。ASEAN地域協力というよりは、各国に対するバイラテラルの協力ということになる。

(iv) 各国の知的財産に関する自国出願の件数を増やすためには？

Dependent Variable: Q50 It is important to increase the number of intellectual property applications by the resident applicants.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
8	(Constant)	0.645	0.469		1.375	0.172		
	Q51	0.389	0.107	0.348	3.636	0.000	0.455	2.199
	Q8	0.171	0.055	0.214	3.126	0.002	0.894	1.119
	Q16	0.333	0.108	0.277	3.086	0.003	0.519	1.928
	Q25	-0.222	0.075	-0.211	-2.944	0.004	0.811	1.233
	Q42	0.143	0.071	0.149	2.008	0.047	0.763	1.311
	Q19	-0.428	0.129	-0.361	-3.315	0.001	0.352	2.841
	Q22	0.258	0.112	0.237	2.298	0.023	0.394	2.540
	Q49	0.231	0.120	0.174	1.933	0.056	0.514	1.945

a. Dependent Variable: Q50

図 1 0 : Q50を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
8	.724 ^h	0.524	0.491	0.5337891

図 1 1 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

各国の知的財産に関する自国出願の件数を増やすという目的変数に対しては、まずは、多くの知的財産情報を分析し、そこに含まれる情報を理工学分野の研究活動に反映させる努力が必要であり、これら知的財産情報の分析提供を推進する研究者の養成が必要であるとの結果が得られた。特に、特許分野の知的財産研究が自国出願を増加するために重要である。自国出願人による特許出願を増やすための要因に関しては、別途の研究成果（ERIA Project）があり、これを参照することが効果的であると考ええる。

(v) 我が国は、今後、知的財産に関する研究を積極的に進めるべきであるという目的変数に対しては？

Dependent Variable: Q61 My country should actively promote research on intellectual property more in the future.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
10	(Constant)	1.698	0.381		4.459	0.000		
	Q52	0.298	0.079	0.349	3.789	0.000	0.451	2.215
	Q57	0.199	0.061	0.251	3.285	0.001	0.657	1.523
	Q62	-0.165	0.048	-0.232	-3.432	0.001	0.838	1.193
	Q1	0.208	0.053	0.268	3.920	0.000	0.823	1.215
	Q59	0.138	0.035	0.262	3.971	0.000	0.879	1.137
	Q8	-0.141	0.037	-0.251	-3.785	0.000	0.872	1.147
	Q6	0.078	0.035	0.148	2.224	0.028	0.863	1.159
	Q19	0.257	0.073	0.310	3.531	0.001	0.497	2.011
	Q53	-0.175	0.078	-0.231	-2.247	0.027	0.362	2.764
	Q12	-0.157	0.074	-0.185	-2.134	0.035	0.511	1.957

a. Dependent Variable: Q61

図 1 2 : Q61を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
10	.755 ^j	0.570	0.532	0.3583415

図 1 3 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

知的財産に関する研究を積極的に進めるべきであるという意識を高めるためには、自国内で問題となっている権利行使分野の研究に注目することが効果的であり、これにより、知的財産研究とは何かというイメージを醸成することが重要である。特に注力すべき領域としては、現実のビジネスの分野で知的財産権がどのように企業の業績向上に役立つものかという点の明確化及び可視化を進める必要がある。

(vi) 日米欧などと協力して知的財産に関する研究を進めるべきか？

Dependent Variable: Q65 Research on intellectual property should be promoted in cooperation with Japan, the US, Europe, etc.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
9	(Constant)	0.502	0.532		0.944	0.347		
	Q38	0.222	0.072	0.245	3.069	0.003	0.660	1.514
	Q30	0.196	0.079	0.186	2.469	0.015	0.737	1.357
	Q40	0.183	0.071	0.181	2.560	0.012	0.839	1.191
	Q7	0.182	0.072	0.180	2.530	0.013	0.830	1.205
	Q11	-0.218	0.096	-0.184	-2.275	0.025	0.641	1.561
	Q13	0.272	0.098	0.258	2.791	0.006	0.490	2.042
	Q59	0.124	0.047	0.177	2.660	0.009	0.948	1.054
	Q1	0.154	0.071	0.148	2.172	0.032	0.899	1.112
	Q14	-0.198	0.092	-0.165	-2.154	0.033	0.712	1.404

a. Dependent Variable: Q65

図 1 4 : Q65を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
9	.725 ⁱ	0.526	0.488	0.5001986

図 1 5 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

日米欧などと協力して知的財産に関する研究を進めるためには、知的財産研究を推進するために必要なインフラを整備することが必要であり、そのためには日米欧などの協力を得ることが効果的である。研究領域としては、法学分野としての知的財産研究、国内法整備のための知的財産研究、国際的調和に向けた知的財産研究の注力することが日米欧の協力を得る多恵に必要なことになる。また、先進国の協力を得るためには、ASEAN加盟国間での競争と協調も重要な要因になるとの結果が得られた。

(vii) 知的財産研究は、ASEAN地域が一丸となって推進すべきであり、そのためにどうすればよいか？

Dependent Variable: Q29 ASEAN member states should promote their own research on intellectual property, as ASEAN IP forum.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
10	(Constant)	2.130	0.526		4.050	0.000		
	Q26	0.253	0.075	0.286	3.390	0.001	0.650	1.540
	Q30	0.259	0.078	0.281	3.330	0.001	0.651	1.536
	Q62	-0.120	0.061	-0.144	-1.991	0.049	0.879	1.138
	Q11	-0.319	0.095	-0.308	-3.360	0.001	0.553	1.810
	Q19	0.248	0.107	0.256	2.333	0.021	0.385	2.595
	Q46	-0.312	0.100	-0.275	-3.138	0.002	0.601	1.664
	Q20	0.237	0.092	0.222	2.577	0.011	0.622	1.608
	Q40	0.153	0.069	0.173	2.202	0.030	0.753	1.327

a. Dependent Variable: Q29

図 1 6 : Q29を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
10	.687 ^j	0.472	0.435	0.4607351

図 1 7 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

知的財産研究は、ASEAN地域が一丸となって推進するためには、ASEAN域内で隣国との協議を進める必要があり、その結果として知的財産研究を共同して推進する国の選択ができてくるだろう。その際に重要になるのが、ASEAN域内の産業、企業の育成という課題を知的財産研究のポリシーに明確化することが必要である。ただし、ASEAN域内で知的財産研究を推進する際には先進国からの協力支援も必要であり、ASEAN地域の共同作業と先進国を巻き込んだ協力を両立させていくことに挑戦していかなければならない。(先進国が先進国の企業への利益目的にこだわってしまうと、ASEAN地域の産業振興とバッティングしてしまう可能性もある。)

(viii) ASEAN諸国が知的財産に関する研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくためには？

Dependent Variable: Q45 ASEAN member states should consider the research on intellectual property as a subject of ASEAN, and promote it under ASEAN's leadership.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients		Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta	t		Tolerance	VIF
6	(Constant)	-0.199	0.519		-0.383	0.702		
	Q19	0.425	0.106	0.383	3.999	0.000	0.552	1.811
	Q57	0.278	0.088	0.262	3.161	0.002	0.738	1.356
	Q34	0.272	0.072	0.284	3.766	0.000	0.888	1.126
	Q42	0.151	0.069	0.168	2.197	0.030	0.870	1.150
	Q12	-0.262	0.114	-0.231	-2.304	0.023	0.503	1.988
	Q1	0.150	0.080	0.144	1.883	0.062	0.866	1.155

a. Dependent Variable: Q45

図 1 8 : Q45を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
6	.643 ^f	0.414	0.383	0.5506166

図 1 9 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

ASEAN諸国が知的財産に関する研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくための最重要課題として、企業における知的財産権マネジメントに関する研究があげられる。その際に、仮設定立、検証手法などの研究のプロセスの理解が必要であり、知的財産分野の研究者の育成が重要である。新たな知見を導き出す研究は、知識の伝達としての教育とは別物であり、その違いについて明確な理解が必要である。研究成果を教育内容に反映することは教育のレベルを上げることにつながる。

(ix) ASEAN諸国主導での知的財産研究の推進のためには？

Dependent Variable: Q55 Research on intellectual property should be promoted under the initiative of ASEAN.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
6	(Constant)	1.323	0.445		2.973	0.004		
	Q18	0.401	0.100	0.398	4.010	0.000	0.498	2.008
	Q43	0.238	0.076	0.250	3.140	0.002	0.770	1.299
	Q42	0.230	0.067	0.257	3.426	0.001	0.872	1.147
	Q62	-0.148	0.067	-0.157	-2.206	0.029	0.973	1.028
	Q12	-0.365	0.118	-0.325	-3.091	0.003	0.444	2.252
	Q38	0.204	0.076	0.226	2.677	0.009	0.685	1.460

a. Dependent Variable: Q55

図 2 0 : Q55を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
6	.657 ^f	0.431	0.402	0.5368035

図 2 1 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

ASEAN諸国が主導して知的財産研究を推進するには、産学連携を推進するための研究への取り組みが必要である。これは、ASEAN諸国には未だ自前の産業技術が育っていない状況が存在し、新たな技術シーズを求めて効果的な産学連携体制を整備することが必要であるためである。ASEAN加盟国のユニークな研究ニーズと研究課題が尊重されるべきであり、科学技術分野の知的財産研究者の育成が求められる。さらに、研究活動に必要なインフラの整備も重要である。

(x) ASEAN諸国は、異なる歴史、宗教、教育環境、産業、文化、生活習慣、価値観を超えて、協力して知的財産に関する研究を推進するべきである。

Dependent Variable: Q56 ASEAN should jointly promote research on intellectual property, beyond different history, religion, educational environment, industry, culture, lifestyle and values.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
9	(Constant)	0.001	0.393		0.003	0.998		
	Q18	0.365	0.083	0.354	4.415	0.000	0.537	1.863
	Q43	0.225	0.069	0.232	3.288	0.001	0.692	1.445
	Q42	0.217	0.059	0.236	3.696	0.000	0.842	1.187
	Q24	0.309	0.084	0.269	3.669	0.000	0.641	1.561
	Q10	-0.260	0.072	-0.253	-3.631	0.000	0.708	1.412
	Q5	0.136	0.042	0.207	3.253	0.002	0.850	1.176
	Q30	0.138	0.075	0.129	1.840	0.068	0.701	1.426
	Q19	-0.231	0.098	-0.205	-2.366	0.020	0.459	2.179
	Q38	0.122	0.064	0.133	1.905	0.059	0.708	1.412

a. Dependent Variable: Q56

図 2 2 : Q56を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
9	.782 ⁱ	0.611	0.580	0.4610222

図 2 3 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

ASEAN諸国が、異なる歴史、宗教、教育環境、産業、文化、生活習慣、価値観を超えて、お互いに協力して知的財産に関する研究を推進するためには、異なる研究ニーズを尊重し合う文化を構築していくことが必要であり、国境を越えた産学連携にも目を向け、科学技術分野の協力により歴史、文化、生活習慣などの違いを乗り越えていくことが重要となる。

(xi) ASEAN諸国は将来協力して知的財産研究を推進すべきである。

Dependent Variable: Q63 ASEAN member states should cooperate and promote research on intellectual property in the future.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
8	(Constant)	0.608	0.454		1.338	0.184		
	Q24	0.389	0.078	0.353	4.989	0.000	0.744	1.344
	Q26	0.221	0.070	0.224	3.133	0.002	0.728	1.373
	Q3	-0.134	0.042	-0.207	-3.227	0.002	0.905	1.105
	Q46	0.602	0.136	0.476	4.420	0.000	0.320	3.120
	Q28	-0.170	0.050	-0.228	-3.382	0.001	0.819	1.221
	Q47	-0.513	0.135	-0.475	-3.800	0.000	0.238	4.209
	Q13	0.247	0.083	0.239	2.965	0.004	0.570	1.755
	Q42	0.136	0.062	0.154	2.179	0.031	0.742	1.347

a. Dependent Variable: Q63

図 2 4 : Q63を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
8	.759 ^h	0.577	0.547	0.4603104

図 2 5 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

ASEAN諸国が協力して知的財産研究を推進していくためには、各国の研究ニーズを尊重し、国境を越え隣国との共同作業により研究活動を推進していくことが必要である。商標はすべての国において共通の関心事項であり、また、ASEAN地域での制度調和の議論も共同で知的財産研究を推進していくことの助けとなるだろう。

(xii) ASEAN地域に、将来、ASEAN知的財産研究所を設立するためには？

Dependent Variable: Q64 ASEAN intellectual property research institute should be established in the ASEAN region in the future.

Coefficients ^a								
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Collinearity Statistics	
		B	Std. Error	Beta			Tolerance	VIF
6	(Constant)	-1.601	0.526		-3.043	0.003		
	Q54	0.188	0.101	0.154	1.853	0.066	0.604	1.656
	Q24	0.266	0.095	0.214	2.796	0.006	0.716	1.397
	Q41	0.226	0.077	0.215	2.950	0.004	0.787	1.271
	Q33	0.160	0.044	0.244	3.593	0.000	0.908	1.101
	Q19	0.311	0.099	0.255	3.158	0.002	0.643	1.555
	Q1	0.243	0.081	0.213	3.004	0.003	0.838	1.193

a. Dependent Variable: Q64

図 2 6 : Q64を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
6	.717 ^f	0.513	0.488	0.5508698

図 2 7 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

ASEAN地域に、将来、ASEAN知的財産研究所を設立するためには、まずは、各国の研究ニーズを持ち寄ることから検討を始めることであろう。その議論の成果として知的財産研究ポリシーを明確にすることが必要である。特に、マネジメント分野での知的財産研究者が必要であり、ASEANの産業界が知的財産権を活用して企業の成長と強化をもたらすための研究に興味が集まることと考える。

(xiii) 今後、ASEAN加盟国のどこかにASEAN知的財産研究所を設立するためには？

Dependent Variable: Q31 ASEAN Intellectual Property Research Institute should be established within the ASEAN member states in the future.

		Coefficients ^a					Collinearity Statistics	
Model		Unstandardized Coefficients		Standardized Coefficients	t	Sig.	Tolerance	VIF
		B	Std. Error	Beta				
6	(Constant)	-0.489	0.575		-0.851	0.397		
	Q21	0.298	0.107	0.236	2.787	0.006	0.719	1.391
	Q39	0.235	0.115	0.170	2.043	0.043	0.748	1.337
	Q26	0.260	0.100	0.216	2.601	0.011	0.749	1.335
	Q34	0.218	0.089	0.191	2.452	0.016	0.845	1.183
	Q6	-0.113	0.062	-0.135	-1.825	0.071	0.942	1.061
	Q41	0.169	0.094	0.149	1.804	0.074	0.757	1.321

a. Dependent Variable: Q31

図 2 8 : Q31を目的変数として重回帰分析で得られた回帰係数

Model Summary				
Model	R	R Square	Adjusted R Square	Std. Error of the Estimate
6	.634 ^f	0.402	0.371	0.6613320

図 2 9 : SPSSによる重回帰分析で得られたR二乗

今後、ASEAN加盟国のどこかにASEAN知的財産研究所を設立するためには、知的財産の実務家に加えて、知的財産の研究者の育成が重要であり、これらの知的財産研究者が育成された加盟国を中心として知的財産研究所の設立を議論していくことが必要である。そして、域内の加盟国との共同作業を促進していくことが求められる。その際、加盟国間での教育レベルの違いにも目を向け、研究だけでなく、教育格差を是正していく協力も重要となる。特に、加盟国における産業発展を共通の課題としていくことが知的財産研究の推進に役立つであろう。

（６）回帰分析の結果の総括

以上の回帰分析の結果に基づく議論を、三つの主要な論点に注目して総括すると以下のようなになる。

（ｉ）知的財産研究は、各国が独自に推進していくべきであり、そのためには何が必要か？

知的財産研究は、各国が独自に推進していくべきであり、そのためには何が必要かという点に関しては、まずは、国内で知的財産研究の必要性に関する議論を進めるとともに、知的財産分野の研究者の育成に注力し、特に、権利行使に関する実効性を高めるための方策について研究することが独自の知的財産研究を推進していくカギになるという結果が得られた。さらに、ASEAN加盟国がそれぞれ異なる研究テーマを持っている点も尊重することが必要である。

また、各国の知的財産政策に反映する検討は、各国が独自に推進すべきであるとの目的変数に対しては、各国が異なる研究テーマを持っていることを明らかにすることが必要であり、独自の研究活動の推進のためには、先進国からの支援協力を得ることが必要であるとの結果が得られた。ASEAN各国は独自の研究テーマを持っているため、各国ごとに独自に研究活動を推進していくことが考えられるが、その際に必要な協力に関して我が国が率先して参画していくことは各国の要請にこたえるものであると考えられる。ASEAN地域協力というよりは、各国に対するバイラテラルの協力ということになる。

さらに、知的財産に関する研究を積極的に進めるべきであるという意識を高めるためには、自国内で問題となっている権利行使分野の研究に注目することが効果的であり、これにより、知的財産研究とは何かというイメージを醸成することが重要である。特に注力すべき領域としては、現実のビジネスの分野で知的財産権がどのように企業の業績向上に役立つものかという点の明確化及び可視化を進める必要がある。

（ii）知的財産研究は、ASEAN地域が一丸となって推進すべきであり、そのためにどうすればよいか？

知的財産研究は、ASEAN地域が一丸となって推進するためには、ASEAN域内で隣国との協議を進める必要があり、その結果として知的財産研究を共同して推進する国の選択ができてくるだろう。その際に重要になるのが、ASEAN域内の産業、

企業の育成という課題を知的財産研究のポリシーに明確化することが必要である。ただし、ASEAN域内で知的財産研究を推進する際には先進国からの協力支援も必要であり、ASEAN地域の共同作業と先進国を巻き込んだ協力を両立させていくことに挑戦していかなければならない。（先進国が先進国の企業への利益目的にこだわってしまうと、ASEAN地域の産業振興とバッティングしてしまう可能性もある。）

また、ASEAN諸国が知的財産に関する研究を自らの課題としてとらえ、自らのリーダーシップで推進していくための最重要課題として、企業における知的財産権マネジメントに関する研究があげられる。その際に、仮設定立、検証手法などの研究のプロセスの理解が必要であり、知的財産分野の研究者の育成が重要である。新たな知見を導き出す研究は、知識の伝達としての教育とは別物であり、その違いについて明確な理解が必要である。研究成果を教育内容に反映することは教育のレベルを上げることにつながる。

さらに、ASEAN諸国が主導して知的財産研究を推進するには、産学連携を推進するための研究への取り組みが必要である。これは、ASEAN諸国には未だ自前の産業技術が育っていない状況が存在し、新たな技術シーズを求めて効果的な産学連携体制を整備することが必要であるためである。ASEAN加盟国のユニークな研究ニーズと研究課題が尊重されるべきであり、科学技術分野の知的財産研究者の育成が求められる。さらに、研究活動に必要なインフラの整備も重要である。

（iii）ASEAN地域に、将来、ASEAN知的財産研究所を設立するためには？

ASEAN諸国が協力して知的財産研究を推進していくためには、各国の研究ニーズを尊重し、国境を越え隣国との共同作業により研究活動を推進していくことが必要である。商標はすべての国において共通の関心事項であり、また、ASEAN地域での制度調和の議論も共同で知的財産研究を推進していくことの助けとなるだろう。

また、ASEAN地域に、将来、ASEAN知的財産研究所を設立するためには、まずは、各国の研究ニーズを持ち寄ることから検討を始めることであろう。その議論の成果として知的財産研究ポリシーを明確にすることが必要である。特に、マネジメント分野での知的財産研究者が必要であり、ASEANの産業界が知的財産権を活用して企業の成長と強化をもたらすための研究に興味が集まることと考える。

今後、ASEAN加盟国のどこかにASEAN知的財産研究所を設立するためには、知的財産の実務家に加えて、知的財産の研究者の育成が重要であり、これらの知的財産研究者が育成された加盟国を中心として知的財産研究所の設立を議論していく

ことが必要である。そして、域内の加盟国との共同作業を促進していくことが求められる。その際、加盟国間での教育レベルの違いにも目を向け、研究だけでなく、教育格差を是正していく協力も重要となる。特に、加盟国における産業発展を共通の課題としていくことが知的財産研究の推進に役立つであろう。

3. インタビュー結果による新たな発見

(1) インタビューを実施した国と対象者

アンケート結果の数値解析結果について、各国関係者へのインタビューにて深掘りを行った。各国でのインタビュー対象者は以下の通り。2か月間の短い期間での各国訪問は、当初予定していたほどの国数を回ることができず、今回は限られた国の声にとどめざるを得なかった。

(i) ベトナムでのインタビュー対象者（ベトナムハノイ市）

VIPRI Board Mr. Chuong氏（VIPRIの初代DG）（元ベトナム知財庁長官）

VIPRI DG Mr. Minh氏（元ベトナム知財庁長官）

VIPRI DDG Mr. Can氏（VIPRI設立プロジェクト）

VIPRI Director Ms. Huong氏

(ii) カンボジアでのインタビュー対象者（カンボジアプノンペン市）

知財弁護士 Lawyer

Mr. CHEA Pheng, Attorney-At Law, WUANG Asia Law Office,

カンボジア商務省知的財産局Mr. Op Rady, Mr. Reasey Lao他

Mr. Op Rady, Director, Department of Intellectual Property, Head, Secretariat of National Committee for Intellectual Property, Ministry of Commerce, Kingdom of Cambodia

(iii) ラオスでのインタビュー対象者（ラオスビエンチャン市）

ラオス国立商工会議所中小企業サービスセンター

Mr. Phutthasone Phomvisay, Director of SME Service Center, Lao National

Chamber of Commerce and Industry

ラオス知的財産権局

Mr. Saybandith SAYAVONGKHAMDY, Director of Policy and International Affairs Division, Department of Intellectual Property, Ministry of Science and Technology

(iv) フィリピンでのインタビュー対象者（フィリピンマニラ市）

知財弁護士 Lawyer, Ms. Maria Gladys, HECHANOVA BUGAY & VILCHEZ, Intellectual Property Office of the Philippines, Mr. Eric T. Lanado, Director III

(2) インタビュー結果の詳細と考察

(i) Mr. Chuong氏との面談メモ（2019年9月20日）

Mr. Chuong氏は、2007年に設立されたVIPRIの初代DG（所長）であり、それ以前はベトナム知財庁長官を務めていたキーパーソンである。

「WTO加盟及びTRIPs条約の批准を目的として、2005年に初めてベトナム知的財産権法が成立したわけであるが、それまでCivil Codeの基の政令で保護されていた時代では、制度自体が未熟であり、かつ新しい法律を運用するための仕組みも出来上がっていなかった。実務経験も不足しており、運用上の基礎的な知識も欠けていた。当時、NOIPのDGを務めていた私にとっては、新しい知的財産権法の施行と運用開始に取り掛かるにあたり、実に多くの課題を抱えており、これらの課題を解決していかなければならなかった。その際に知的財産権に関する研究を充実させることが制度運用に重要との考えに至り、VIPRI設立プロジェクトを開始した。

当時の課題は大きく分けて二つであった。一つ目の課題は、知的財産権の登録及び権利行使に関する法律側面の研究であった。特に権利行使に関しては、当時は数えるほどの経験しか存在せず、権利行使期間、手続き、法律効力の実現のための仕組みに関する研究が必要であった。二つ目は、多くの中小企業が知的財産権に関する知識を身に着け、知的財産権の登録と活用に踏み込むための支援が必要であり、この点では、当時は、他のアセアン諸国に大きく遅れを取っていた。

このような理由から、VIPRIを設立して知的財産権制度全般の運用向上と品質向上を実現することに着手した。これにより、アセアン諸国との大きなギャップ

を埋めていくことが求められた。

2007年にVIPRIの設立に至ったわけであるが、その後の約10年間の成果、達成度に関しては次のように考えている。専門家による鑑定書作成実務が知的財産権の権利行使にとって重要な要素であるが、そのための専門知識の蓄積及び専門家の育成は着実に進んできたと思う。権利行使機関に提出される鑑定書は、VIPRI作成の鑑定書が唯一公的な証拠として利用されている。毎日3件ほどの鑑定依頼が提出されてくるが、現状の専門家（外部も加えて約20名）では足りなくなっている。長年特許審査官を行ってきたMr. Trai（元ベトナムNOIPの特許審査官で、定年退職後はVIPRIのExpert Witness Divisionの専門家として勤務し現在は外部協力者となっている人物）も80歳と年を取ってきており、若手育成も重要になってきている。

中小企業支援、特に知的財産教育という点では、これまでに多くのカリキュラム、セミナー等を実施してきたが、未だ中小企業が知的財産権をビジネスに有効に活用するためのシステムが構築されたとは言い難い。今後もさらに発展させる必要がある。

VIPRIでは、研究部門を設けて、知的財産研究を毎年推進している。報告書はベトナム語のみであるが、今後の取り組みで強化しなければならない。知的財産研究という点では、VIPRIが唯一の機関ではなく、科学技術省の基での各種研究所も知的財産情報の活用をしているし、いくつかの大学では知的財産研究に力を入れている。大学では、知的財産教育と知的財産研究の両方を推進しており、VIPRIもさらに連携していく必要がある。ただし、これまでは、大学での知的財産研究は、法学部が中心であり、知的財産権の権利行使をめぐる法律側面での知財研究であった。これからは、ビジネス側面でも研究を推進していく必要がある。

VIPRIがこれまでに行ってきた知的財産研究は、VIPRI自身のLearning Processであって、研究成果もそれほど大きなものとは言えない。毎年10件ほどの研究レポートを蓄積してきたが、1年間で完結するようなレベルでのレポートであり、また、研究のための予算も1研究当たり、3,000US\$と少額であって、十分な成果とは言えない。

ベトナムにおける専門家鑑定書作成の仕組みは他国には見られないユニークなものである。科学技術省の公的な下部機関であるVIPRIが権利行使機関等に対して鑑定書を作成する仕組みが長年の実績として確立しており、政府機関による公平な鑑定書を作成し、紛争解決に大きく貢献しており、裁判所からも大きく評価されている。（VIPRI設立前はNOIPが鑑定書を作成していたが、権利設定当事者としての立場上の問題等があり批判もあった）

これまでは、専門家鑑定書の作成と知財教育が中心であったが、将来を考えると、VIPRIもさらに大きく発展していく必要があり、高いレベルの成果を追求していかなければならない。設立当初の狙いは、知財研究のチームを作ることであった。本格的な知財研究は将来の重要な課題であろう。」

(ii) ベトナム知的財産研究所発足の背景 Mr. Canとのインタビュー（2019年7月24日）より

「VIPRIの正式発足は2007年だが、前年の2006年に設立準備プロジェクトが発足した。当時私は、NOIPのPolicy and Legislation Divisionに所属しており、知的財産に関する研究も担当していた。しかしながら、当時の知的財産研究というのは制度に関する研究に限られており、知的財産権の出願から登録までの実務に関すること、及び、当時の国際化の流れの中でWTO加盟のための国内法の整備に関する事項が知的財産研究の中心になっていた。大きくは三つの主要な課題に対して、知的財産研究を専門に所管するVIPRI設立に向けて、二人の構成員からなる設立プロジェクトが発足した。およそ3か月の期間で最初の提案書を科学技術省の大臣に提案するに至った。当初のメンバーというのは、VIPRIの会長であるDr. Pham Dinh Chuong氏と私の二人であった。当時の三つの課題とは、以下の事項であった。

第1に、当時の知的財産研究は、法律の整備のための研究に限られ、知的財産の活用、ビジネスと知的財産、知的財産の経済的効果、知的財産マネジメントなどのその他の重要な知的財産権に係る事項については研究の対象外であった。したがって、これらの領域に関する研究能力や知識に欠けており更なる知的財産権の活用には十分とは言えない状況であった。第2に、知的財産の専門家の育成のための教育訓練の場がなかったことである。特に、企業の人材に知的財産権を教育する場がなく、産業界での知的財産人材が育っていない状況だった。第1にあげたように知的財産の活用や知的財産マネジメントの研究が遅れていたこともあり、十分な教育ができない状況だった。第3に、知的財産権侵害の際に必要な専門家の見解書（鑑定書）の作成がNOIPで行われていたが、知的財産権を付与した当事者が見解書を作成することは客観性を欠き主観的な判断が入ってしまうのではとの当事者からの批判が多く、第三者的な立場での見解書が必要であるとの要請に従って、これを受け持つ機関が必要であったことである。

このような背景を基にして、プロジェクトが作成したVIPRI設立の提案書が科学技術省によって承認され、2007年の正式な設立を迎えることとなった。現在、研究教育機関は、アジアでは、シンガポール、タイ等に限られており、しかも主

要な活動は、知的財産権に関する教育訓練に限られており、ASEAN各国が知的財産研究所を設立するのはまだ先のこととなると思う。各国からの要請があれば、それに応えるべく貢献していきたい。ベトナムの当時の状況を見れば理解できるが、研究所設立に関する社会の要請はあまり強いものではなく、あくまでも政府主導での提案が必要であった。VIPRIは、現在15名の人材で各部門を担当しているが、15名全員に研究テーマを与え研究成果を出すことを要求している。研究テーマは、科学技術省レベルと研究所レベルのものがあるが、どちらも提案書が毎年1月に科学技術省に承認され12月に研究成果を出すことになっている。提案書は、予算要求にも反映される。2007年から2018年までの研究テーマを見る限り、研究内容は時代の変化に対応した新しいテーマが盛り込まれており、VIPRIの研究成果が社会の役に立つことを期待している。」

(iii) プノンペンの弁護士Mr. Chea Pheng氏へのインタビューメモより（2019年9月10日）

最初に知的財産研究とは何かという話題から切り出した。最初の答えは、「現状の仕組みから更に発展させることが研究ではないか」という答えだった。更に発展させるためにはどうすればよいかという問いに対しては、「情報収集、課題抽出、課題解決」という説明であった。「例えば、著作権保護であれば、著作物の創作時点で自動的に保護されるが、他の知的財産は、出願から登録の手続きが必要である旨が法律で定められている。これを知らない人にとっては必要な手続きを取らず、自ら創作した知的財産が保護されないという課題が発生する。その課題を解決するために、知的財産に関する法律を自ら研究して必要な手続きに関する知識を吸収して、現実的には必要な手続きを取り自らの創作物を保護すること」との説明であった。簡単に表現すると、「研究とは勉強すること」ということになってしまう。現在、カンボジアにどのような知財研究ニーズがあるかについては、残念ながら、現状では明確な意識を持っていないようだ。

法律、経営、経済、技術等の分野における知的財産研究の話をしているうちに、彼なりに知的財産研究の概念を構築してくれたようだ。そして、知財分野でも研究活動が重要であることの賛同を得ることができた。これまでわかっていないことをわかるようにすることが研究であって、収集した情報から研究課題を抽出し、その課題を解決する仮説の定立、仮説検証により真の命題への検証などの一連の活動が研究とは何かという問いへの答えとして適切であろう。すでに検証されている事項を広く伝承、普及していくことが教育であり、これにより社会の更なる発展に貢献する人材を育成する。これに対し、これまでにわかっていなかったこ

とを解明し、これを社会に適用して社会の新たな発展をもたらすことが研究であるとの理解が妥当であろう。

しかしながら、カンボジアが抱える別の問題があることも話してくれた。「カンボジアの一党独裁体制の政治情勢の中で、存在する課題解決に向けた行動がいかに難しいものであるかということだ。それは、研究活動によって解決できないことの一つとして政治体制、汚職、官力格差の問題が存在しており、研究成果が出たから即実行することはできない、それ故に、研究活動に目が向かない」という主張でもあるようだ。「一方で、権力格差の中にいて、国内だけではどうしようもないことであっても、他国、国際機関、先進国等と共同することによって、自国の有する難しさを突破してくれることにも期待したい。一党独裁という点では、カンボジア、ラオス、ベトナムなどが同様の環境に置かれており、役所の権限や汚職問題を多国間で共同して解決する糸口が見つかるかもしれない。それでも、相手国が同じようなレベルの発展途上国だと、カンボジア国内のパワーが優先してしまうかもしれない。たとえば、アメリカ、欧州、日本などの先進国との共同作業の結果についてカンボジア政府が否定することはできないだろう。特に、日本とはこれまでも良い協力関係が構築されており、日本と一緒に知的財産研究を行った成果については尊重してくれると思う。」

ASEAN内のリーダーシップの話に至っては、「これからは先進国が中心になって新しいフォーラムを立ち上げたりするより、ASEAN自らのリーダーシップで知的財産研究を立ち上げていくことが必要だと思う。要するに先進国に言われたからとか、引っ張ってもらってやるのではなく、ASEANの中でリーダーシップを発揮する国が必要になる。これまで協力してくれた日本をはじめとする先進国からは引き続きサポートをお願いしたいが、ASEANのリーダーシップを尊重してくれることを期待している」とのことであった。

(iv) カンボジア商務省でのインタビュー（2019年9月11日）

「ASEAN IP Academy設立提案に向けた欧州連合知的財産庁（EUIPO）、韓国特許庁（KIPO）の動きは承知しているが、Academyと言うものの、研究機能を想定してはおらず、あくまでもASEAN地域での知財教育を想定しており、一般的な知財教育であれば、国内でもそれなりに推進することができる。特に、欧州の専門家が話す英語はアジア人にとって理解しにくい。韓国は英語が自国語ではないので、まだわかりやすく聞くことができる。要するに、知財教育自体への期待よりは、知財教育のために関係する予算的な支援に期待するだけである。しかも、知財教育の目的が、欧州や韓国の企業の利益のためとなると、あまり愉快にはしてい

れない。カンボジアの産業育成、カンボジアの技術やブランドの保護を目的とした知財教育に期待したい。

むしろ、これから必要になるのは、知財教育よりは、知財研究であろう。知財に関する基礎知識は、国内の人材が育っている。むしろ、これからは、知財に関連するビジネス、技術等の新たな知見を見出していくことが必要な時期になっている。特に、カンボジアの技術力を高め、ビジネスを成長させていくために必要な要因は何かを探っていくことは非常に価値があると思う。海外の先進国からの技術を保護するための知財教育では今後は受け入れづらくなるのではないか。教育と研究の区別を明確に理解することが難しかった。今日話を聞いて大変勉強になり、なんとなく正しい理解ができたように思う。

カンボジアでは是非、知財研究機関を設立したい。最初は、商務省が音頭を取って優秀な大学と知財研究を進めることが必要で、そのためのインセンティブを政策的に検討しなければならない。複数の大学内の研究機能が確立されてくるとともに、役所と連携して、民間企業として知財研究所を設立することが良いだろう。特に、知財研究の成果を産業界で活用することを目的とすると良い。」

(v) ラオスの商工会議所中小企業サービスセンターSSC Director Phutthasone PHOMVISAY氏へのインタビュー（2019年9月12日）

2019年9月12日、ラオスの商工会議所に設けられた中小企業サービスセンターを訪問し、DirectorのPhutthasone PHOMVISAY (Mr)へのインタビューを行ってきた。訪問冒頭、日本の財務省財務総合政策研究所の国際交流課の専門会を紹介された。たまたま、3日間の財務研修セミナーの最終試験日に遭遇し、ラオスの中小企業向けの簿記研修を行っているとのことで大変驚いた。初級簿記研修をラオス国内の会計事務所などを使う研修ではなく、日本の財務省と川崎商工会議所が共同そしてラオスの企業経営の一翼である会計事務所の研修を行っているのである。もちろん、日本からの財政支援が継続しているが故の活動であり、ラオスとしては予算上の支援を活用してこのような事業を行っているわけである。一方で、「国内の会計事務所等を使った研修も行い、かつ、ラオス財務当局からも予算上の支援を受けている」とのことであるが、「まだまだLDCを抜け出せない段階では両輪を活用して中小企業支援を進めている」とのことである。

「中小企業が抱える最大の問題は、現状のビジネスを継続するため、または事業拡大のための資金調達である。このためには、自らの事業活動を他社に対して適切に説明できること、また、将来のビジネスプランを策定できることが必要である。財務報告のための基礎知識を訓練し、ビジネスプランの策定演習等の教育

を行っていくことが大きな助けになる。また、技術移転も事業拡大には重要である。中小企業は自らのイノベーションのみで新たなビジネスを立ち上げることに困難性が伴う。他社あるいは海外からの技術移転を如何にしてスムーズに達成するかが重要となるため、技術移転にかかる、コスト計算、技術移転の狙いと効果の確認、技術の評価、実際の事業活動に適合させるための更なる工夫等の必要性和実地訓練を重ねていくことが必要。」

「中小企業のビジネス領域も農業、機械、包装容器、建設資材関係と多岐にわたる。多くの分野から年間2000社ほどの中手企業が、当SSCが開催するセミナーに参加している。リピーター企業も多く、成果を評価されているものと考えている。」

「ASEAN SME Websiteを確認する必要がある。3年ほど前からASEANの中小企業サービスセンターのウェブが開設された。考え方としては、ASEAN IP Instituteと同じで、ASEAN加盟国が一丸となって域内の中小企業支援を行うということである。現在は、タイ国がチェアマンとなっている。次期会長国はベトナム。順番はアルファベット順。ASEAN地域としての中小企業支援活動は今後さらに高まっていくことと期待している。このASEAN SSCの組織活動を知的財産教育組織と合体させていくと良い。現に、ラオスでは、両機能を商工会議所として始めようと考えており、知財教育に必要な人材調達も考えている。」

(vi) ラオス知的財産権局でのインタビュー；Saybandithその他6名（2019年9月13日）

「知的財産教育と知的財産研究の区別を十分に考えたことがなかったが、田中教授からの今回の研究内容の説明を聞いて大変勉強になった。ラオス知的財産権局としてどのような知的財産研究をしているかということ、WIPOからの支援により三つの活動をしている。Management, Strategy, DIP Diversification（知的財産権所管官庁の組織開発と発展）の三つ。まだ十分な知的財産研究を行っているとは言い難いが、とりあえずは現在の活動を進めることが第一優先だと考えている。

ASEAN IP Academyの議論は、まだ始まったばかりである。EUIPOとKIPOからの提案内容もある程度理解しているつもりだが、知財教育と知財研究を区別して考えていなかったのも、Academyという限り当然に知財研究も含まれていると受け止めていた。

ラオスとして必要な知財研究テーマとしては以下のような項目が考えられると思う。

- (a) 知財紛争解決のモデルに関する研究
- (b) パテントの書類作成に関する研究
- (c) 知財代理人の認証方法に関する研究
- (d) 知財法改正や新たな規則に関する研究
- (e) 特許出願を増やすためにはどうしたらよいか。
- (f) そもそも科学技術をいかに推進するか。
- (g) Hague Agreement加入によるSMEsが期待できるメリット
- (h) UNESCOから提案されているInnovation Mappingに関する研究

知財研究者を育成、モチベーションを与えるためには、財政支援が必要であり、重要な課題であるが、具体的にどうするかを検討はこれから。

(vii) フィリピン知財庁Eric Lenard, フィリピン弁護士Gladysとのインタビュー (2019年9月18日)

知財研究に関しては、未だに人材不足であるが、フィリピンでは、知財教育と知財研究を明確に区別して考えている。

知財研究に関する研究ニーズは以下の通り。

- (a) IP AwarenessのBase Lineがどこにあるかを明確にできないか

産業技術分野、企業、大学、一般人等によって、Base Lineは異なるであろうが、それによって知財教育の在り方を再構築することができる。

- (b) 知財保護の対象であるInnovationに関する研究が重要

PIDS: Philippines Institute for Development StudiesというMOSTの組織がイノベーションの促進のための調査研究を行っており、近日報告書を公表したところである。この中では、多くの特許情報を収集分析した結果が記述されており、科学技術振興のための知財研究として位置づけられるだろう。将来の技術革新を目標とするためには、技術予測分野の研究も重要であり、予測のためのデータとして知財データを活用する意義は大きい。また、どうしたらイノベーションを起こせるか。イノベーションを促進する要因を明確にできないだろうか。そして、イノベーションの成果物を特許出願に結び付けるには何が必要か。

(c) 自国出願を如何にして増やせるかという研究は重要

フィリピンの自国人による特許出願件数は約10%と少ない。これは何とかしないといけない。実用新案出願件数は毎年3000件ほどあり、料金が安いので活用されているが、内容的には、それなりに高度な発明が含まれており、実用新案から特許出願への変更ができるように法改正を行ったところである。

(d) 知的財産がビジネス、経済に与える影響に関する研究

知財価値評価手法をさらに検討する必要がある。これまでの手法では十分に活用されないようだ。価値評価ができれば融資の担保としての評価もできるが、現状では十分でないため、金融面での知財活用は遅れている。中国では、IP Bankという銀行ができていそうだが、リスク管理も含めて機能しているかは疑問。

(e) 研究成果の商業化、技術移転

大学や公的研究機関からの研究成果の商業化、技術移転も重要な研究領域だ。TL0の充実が必要。また、どうしたら商業化が実現できるかという点も重要。

(f) 知財実務家を増やせるかという研究

IP Agentの育成に関しては、特許審査実務の訓練などを中心として、EPOが支援協力してくれた。しかしながら、未だに知財実務家は不足しており、どうしたら知財実務家を増やせるかという研究も必要だろう。

知財研究は知財教育とは概念が異なるという点は大賛成だ。ASEANのこれまでのIP Academy及び現在議論が始まった提案については、大半が知財教育の内容となっている。フィリピンでは、知財教育と知財研究ははっきり区別して考えている。フィリピンのIP Academyのウェブでも理解できると思うが、この点では、ASEANで最も進んでいると自負している。これまでは、フィリピンが単独で知財研究を進めてきた。今後も強化していく。ASEAN諸国と一緒に知財研究を進めていくことの可能性に関しては、国を選ぶ必要があり、おそらく、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムといったところだろう。日本の知的財産研究所とフィリピンのIP Academy (Frederic Romero氏が代表)との連携というのは実に興味深いし、新たなコラボレーションを期待している。」

4. 改めて「知的財産研究とは」が論点

まずは、知的財産研究に関する理解が必要ではないか。IP Academyという表現で教育と研究を区別して理解できていないように思う。

知的財産とは、発明、考案、デザイン、商品やサービスなどのマーク、営業秘密、音楽、映画、絵画など。これらの知的財産を保護するのが知的財産権。そして、知的財産権を規定しているのが知的財産権関連法であり、知的財産研究とは法学研究の範囲にあると言える。また、知的財産は、社会システムを中心とする環境のなかで企業がいかに運営されるべきかを考える際の一つの重要な管理要員であるにとらえられ、知的財産をいかに管理活用すれば企業の業績や効率性を向上させることが出来るかに大きく影響するため、経営学研究の範囲にも位置付けられる。そして、日本経済、アジア経済、世界経済といった大きなくくりでの研究に関し、すべての人間は客観的で経済合理的に行動するとする経済人として、市場原理に基づく資源配分の効率性等について分析し、社会システムの構造を明らかにする経済学に目を向ければ、その最適化のための知的財産権制度は如何にあるべきかと捉えると、知的財産研究とは経済学研究の範囲にあるともとらえられる。さらに、知的財産の保護対象の多くが技術的思想の創作に関することであるがゆえに、特定の技術開発の動向を分析し将来予測をする場合には、知的財産研究を、理工学研究の範囲としてとらえることもできる。知的財産研究は重要で、さらなる取り組みが期待されている。以上のように、知的財産研究とは何かという定義に関する議論はこれまで十分になされていないが、法学、経営学、経済学、技術等の幅広い分野にわたっており、知的財産研究を推進することが、法律改正、企業経営、国の政策立案、技術開発戦略などに重要な役割を有するものということができる。

5. 知的財産研究所の設立に関する現地からの声

知的財産研究所の設立に向けて、現状で抱える課題を現地からのボイスに基づいて再検討してみた。アンケート結果及びインタビューから知的財産研究所設立の可能性を抽出した結果は、以下の通り。

- (1) ASEAN各国には、それぞれの国が抱える独自性が存在する。
- (2) 国の政治、経済、教育等をはじめとして、知的財産分野の制度、実務、教育、研究には大きなギャップが存在している。
- (3) まずは、各国内で、各国の抱える課題解決のための研究体制を整備していくことが必要。

- (4) 一方、共同できる国の間での議論が必要。ASEAN地域の知的財産研究ポリシーを議論する。
- (5) また、先進各国からの支援を受けながら研究体制を整備していくことも必要。
- (6) 各国の研究ニーズに従って研究活動を実施していくとともに、共通の課題で共同できる国の間での研究体制の整備を検討。
- (7) 一定の成果を踏まえたうえで、ASEANとしての知的財産研究ポリシーを整理して共同の知的財産研究所の構想を描く。
- (8) 知的財産研究所の設立は、既存の地域知的財産フォーラムとは別の議論を設けるべき。この研究所設立のための議論は、各国の知的財産権庁に加え、各国の知的財産研究推進組織からの参加が必要。
- (9) 欧州、米国、日本、韓国等先進諸国からは、ASEANイニシアティブを優先し、あくまでも知的財産研究所設立を支援する側として協力すべき。

6. ASEAN IP Academy設立提案の動き

ASEAN地域では、すでに、VIPRI, IP Academy Singapore (Education and training arm of the IPOS), Intellectual Property Academy (IPA) of MyIPO等のASEAN地域における知的財産教育活動の組織が芽生えてきている。すでに域内での相互協力に基づく知的財産教育の機会を設けるなど、近年、その動きは活発化してきている。加えて、昨年、欧州、韓国などからIP Academy（あえて英語名称で記載するが、詳細は後述）設立の提案がなされている。将来のASEAN知的財産研究所設立に向けて、これらの動きが関係してくる可能性があるため、ここで簡単に紹介しておく。

(1) ASEAN IP Academy設立のFeasibility Study, proposed by EUIPO, ARISE+

ASEAN IPアカデミーの設立に関する議論とその提案は、EUの組織EUIPOから開始された。この提案は、東南アジア（SEA）のIPキーを含み、ARISE + IPR (<https://euipeuf.eu/en/ariseplusipr>), ASEANIP (<https://www.aseanip.org/>), ASEC (<https://asean.org/asean/asean-secretariat/>)なども提案者に加わっている。第1回ASEAN IPアカデミー会議は、2018年10月31日から11月1日までバンコクで開催され、ASEAN IP10か国の代表者とASECが出席し、「ASEAN IPアカデミーに関するフィージビリティスタディ」を実施した。実現可能性に関しては、既存のIPアカデミー、対象者と利害関係者、新技術のアクセシビリティと使用可能性、及び地域でのトレーニングと教育の要件を考慮して、ASEAN IPアカデミーの設立

のための最も実行可能なメカニズムとしての提案がなされている。IP Key South-East Asiaが、ASEAN地域におけるIPの価値に対する認識を高め、そこでビジネスを行うEU企業を支援することを目的としている。実現可能性という点では、世界知的所有権機関（WIPO）、EUIPO、欧州特許庁（EPO）のアカデミーなどの既存のモデル、及び、マレーシア、フィリピン、シンガポールのIPアカデミーを含み既存のアカデミーを考慮に入れている。

（２）KIPOが提案したASEAN加盟国のIPインフラストラクチャの強化に関する政策の策定

KIPOから提案されているIP Academyは、ASEANとの知識共有プログラム（KSP: Knowledge Sharing Program）、及び、ASEAN加盟国のIPインフラストラクチャの強化に関する政策上のコンサルティングを柱としている。

- (i) ASEANと韓国の協力は、韓国の経済成長
- (ii) IPインフラストラクチャの現状調査
- (iii) 法律、社会経済インフラ、及び経済的格差に関して、ASEAN加盟国には明確な開発上の違いがある。IPの開発をうまく統合するには、各加盟国のIPインフラストラクチャを分析することが不可欠である。
- (iv) KSPプロジェクトとしての研究トピックは将来
- (v) 韓国の体験の共有
- (vi) IP Academyの今後のスケジュール策定のため、必要なデータと情報収集を開始する。

韓国は、韓国とASEANの協力を強化して今後の更なる有望市場であるASEANと韓国とのWIN-WINの関係を構築するために知財教育への協力事業を考えており、EUとの違いを言うならば、韓国は、まずASEAN各国の知財教育ニーズの聴取から手がかりを掴んでいこうとしていることである。あくまでも教育ニーズの把握であって、研究ニーズの把握を考えているものではない。

（３）EUIPOとKIPOの狙い

EUIPOのイニシアティブで始まったIP Academy構想に対して、ほぼ同時期に韓国から同様のTraining Center構想が持ち上がった。EUIPOとしては、韓国からの提案によってこれまでの構想を変更する必要はなく、韓国側から提案のあったTraining教材の作成に関して前向きに受け入れることとしている。

韓国からの提案は、基本的に、知的財産教育機関を想定しており、知的財産に関する研究活動を主題とする機関ではない。その点で、EUIPOとまったく同様のASEAN地域の広域的な知財教育機関を提案するものである。ただし、将来的には、知的財産の創造、保護、活用の広範な領域における教育活動に拡大することを考えており、ASEAN地域における知財研究活動への発展を否定しているわけではない。

EUの目的は、ASEAN地域での知的財産教育を促進し、欧州のビジネスを保護し、欧州企業がASEAN地域で知的財産を利用しやすくすること。欧州は、ASEANにおける知的財産システムと運営の開発と強化における協力を促進。知的財産研究は将来の計画の一部として報告書に含まれているが、ASEAN諸国に知的財産研究を広めることは考えていない。

韓国は、韓国とASEAN間の協力を強化し、将来的により有望な市場であるASEANと韓国間のwin-win関係を構築するために、知的財産教育の協力プロジェクトを検討している。そして、韓国はASEAN諸国における知的財産教育のニーズの調査から手がかりを得ようとしている。韓国からの提案は、教育ニーズの調査であり、研究ニーズの調査ではない。

さて、何のためにIP Academy設立を提案しているかという点がカギになりそう。EUは、本音の狙いとしては、欧州のビジネスの保護のためにASEAN地域での知財教育を推進し、欧州企業がASEAN地域での活動をしやすくすることが目的。また、韓国は、ASEANにおける知財制度、運用の整備、充実に向けた協力を推進していくとしている。そして、将来構想の一面として、知財研究に関して報告書に盛り込んではいないものの、知財研究をASEAN各国に普及させようとは考えていない。

IV. 結論

1. 全体を通しての考察

肝となるのは、「知的財産研究と知的財産教育の違い」ということを突き詰めて考える必要がある。ASEANの知財専門人材は着実に育成されてきた。国内の知財教育、大学、企業、社会一般等への知財教育は国内調達で、自国言語を使って十分に対応できる状況である。これは、VIPRIの例をみても明らかである。先進国がASEAN各国の発展に向けてこれから支援すべきは、知財教育もこれまで通り推進すべきものの、各国のニーズを踏まえた知財研究への支援を強化すべきではないか。

知財の創造、保護、活用をASEAN各国内で推進していくためには、知的財産に関する基礎的な研究を現地で進めていくことが重要であり、日本からの今後のアプローチとしては、知財教育事業とは別の機能としての知財研究の重要性を指摘すべきであろう。日本の組織でいうと、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）とは別に、IIP（（一財）知的財産研究教育財団 知的財産研究所）という研究組織を設立し、主として、知財関連法の法律改正に関連した基礎研究を行い、その研究成果を法改正に必要な基礎資料として活用してきた。しかしながら、昨今では、知的財産活動とビジネスの融合、スタートアップに必要な知財活動、知財の価値評価、知財情報を活用した技術動向調査研究、将来技術の予測、IoT、AI技術の知財保護、標準化と知的財産権、M&Aと知的財産権、知的財産権とマーケティング、中小企業の事業拡大と知的財産権、ライセンスによる事業拡大と知的財産権など、広範な研究テーマが存在しており、これらの領域における知的財産研究が重要になってくる。もちろん、研究成果は今後の知財教育の教材として活用されうるものであるため、知財教育機関と知財研究機関の連携は重要であり、そのために必要な組織体制も必要になると考える。知的財産研究の重要性を知的財産教育と区別して、先進諸国が自国企業の利益を狙いとしてASEAN人材への知的財産教育にフォーカスしていることに対して、日本としては、ASEAN各国の知的財産研究ニーズを理解し、その国の発展のために各国が自らのリーダーシップを発揮して知的財産研究に取り組むことができるような支援にフォーカスしていくべきではないか。

2. 結論と今後に向けた提言

一歩先を見たIP Academy、外国企業のための知財教育だけではなく、自国産業

育成のための知財教育さらには知財研究という視点が重要である。そのためには、知財教育と知財研究を区別して理解することができるかが重要なカギとなる。

日本としては、ASEAN地域及び各国のための知財教育と知財研究の在り方をASEAN主導で議論することを支援していくことが求められると思う。各国での知財研究活動の普及と実績を積むとともに、「知的財産研究フォーラム」を設立し、知的財産研究ポリシーを検討していく。

3. 今後の更なる研究

今回の調査で、まず第一歩として知的財産研究の共同作業グループを設立するとすれば、フィリピン、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアの5か国という声が出てきた。共同作業グループを設立するためには、これらの国に関する更なる調査研究と具体的なアプローチが必要。

まずは、5か国の参加を得て、「知的財産研究フォーラム」を設立し、早いうちに第1回目のセミナーを開催することから着手すべきであろう。セミナーでのテーマは、「知的財産研究の今後に向けて」。知的財産研究とは何かを考えるとともに、ASEANからの知的財産研究成果の発表の場としていく。将来的には、ASEAN10か国に拡大発展していく。自国企業を守るための知的財産教育をASEANで展開していくEUIPOやKIPOに対して、日本は、知的財産研究の重要性を意識して、ASEAN加盟国の自国産業を育成する視点で支援を継続していくところに日本の独自性が見いだせるような気がする。

APPENDIX

アンケート調査票

Questionnaire survey of expectations on intellectual property research

For each of the following questions No.1-65, please read the questionnaire carefully and answer in a 5-level rating below, from pulldown drop box.

Answer in a 5-level rating		
5: <u>Fully agree</u> , 4: <u>Agree</u> , 3: <u>Can not say either</u> , 2: <u>Not agree</u> , 1: <u>Not agree at all</u>		
No.	Questionnaire	Answer lists (Please select the answer from drop box)
(Recognition of the need for intellectual property research)		/
1	I have a certain image of "research" on intellectual property.	Please select
2	I am interested in research on intellectual property.	Please select
3	Activities in the field of intellectual property are only practical issues, not "research".	Please select
4	Research on intellectual property should be conducted by the government of each country.	Please select
5	Research on intellectual property should be conducted by universities.	Please select
6	There are research institutes on intellectual property in our country, already.	Please select
7	There are research institutes on intellectual property in some other countries.	Please select
(Specific example of intellectual property research)		/
8	Research subjects on intellectual property differ from country to country.	Please select

9	There are various research subjects on intellectual property.	Please select
10	Court case studies on intellectual property are important.	Please select
11	Research on the legal system is important to amend the intellectual property system.	Please select
12	Research on the practical procedures required for intellectual property system is important.	Please select
13	Research on international harmonization of intellectual property systems is important.	Please select
14	Research on examination procedures for registration is important.	Please select
15	Research on the quality and efficiency of examination procedures for registration is important.	Please select
16	Analytical research on intellectual property information is important.	Please select
17	Research on valuation of intellectual property rights is important.	Please select
18	Research to promote industry-academia collaboration is important.	Please select
19	Research on intellectual property management in the private sectors is important.	Please select
20	Research on the national intellectual property policy and strategy is important.	Please select
21	Research on new subjects for protection by intellectual property rights is important.	Please select
22	Research on intellectual property protection in the field of IOT (Internet of Things) is important.	Please select
23	Research on intellectual property protection in the field of AI (Artificial Intelligence) is important.	Please select
(Issues on Intellectual Property Research in ASEAN States)		
24	ASEAN member states have their own research needs on intellectual property.	Please select

25	There are common issues in ASEAN member states on intellectual property research.	Please select
26	Research on intellectual property should be promoted jointly by concerned countries across borders.	Please select
27	Each ASEAN member state has its own research subject on intellectual property.	Please select
28	Each country should promote research on intellectual property, independently .	Please select
29	ASEAN member states should promote their own research on intellectual property, as ASEAN IP forum .	Please select
30	ASEAN member states should involve developed countries to promote research on intellectual property.	Please select
31	ASEAN Intellectual Property Research Institute should be established within the ASEAN member states in the future.	Please select
(Intellectual property research institutes in each country)		
32	We have a research institute conducting intellectual property research in our country.	Please select
33	We have an organization to carry out the practices of intellectual property in our country, but we still do not have a research institute on intellectual property.	Please select
34	Intellectual property research should proceed together with intellectual property education .	Please select
35	Intellectual property research should be promoted as a role of national institute .	Please select
(Expectations for intellectual property research)		
36	Research on intellectual property is important as well as intellectual property practices .	Please select

37	The importance of research on intellectual property should be further emphasized in the future.	Please select
38	The infrastructure necessary for research on intellectual property should be established in the future.	Please select
39	In addition to intellectual property practitioners, intellectual property researchers should be trained.	Please select
40	Researchers on intellectual property should be trained in the legal field .	Please select
41	Researchers on Intellectual property should be trained in the management field .	Please select
42	Researchers on intellectual property should be trained in the science and technology field .	Please select
43	Each of developed, emerging or developing countries has its own unique research needs and subjects on intellectual property.	Please select
(Other questions)		
44	Each country should promote their research, as it can be reflected on intellectual property policy of each country .	Please select
45	ASEAN member states should consider the research on intellectual property as a subject of ASEAN , and promote it under ASEAN's leadership .	Please select
46	Research on intellectual property in the field of trademarks is important.	Please select
47	Research on intellectual property in the field of design is important.	Please select
48	Research on intellectual property in the field of utility model is important.	Please select
49	Research on intellectual property in the field of patent is important.	Please select

50	It is important to increase the number of intellectual property applications by the resident applicants.	Please select
51	Research on GI; Geographical Indication is important.	Please select
52	Research on intellectual property in the field of enforcement is important.	Please select
53	Research on intellectual property infringement in the business is important.	Please select
54	Research on the legal practices at the court is important.	Please select
55	Research on intellectual property should be promoted under the initiative of ASEAN.	Please select
56	ASEAN should jointly promote research on intellectual property, beyond different history, religion, educational environment, industry, culture, lifestyle and values.	Please select
57	In the intellectual property field, the research process of extracting research subjects, defining hypothesis, establishing verification method, should be emphasized.	Please select
58	It is required to have logical arguments by experts for research on intellectual property.	Please select
59	Research on intellectual property has not yet been sufficiently conducted in my country.	Please select
60	Research on intellectual property has already been sufficiently conducted in my country.	Please select
61	My country should actively promote research on intellectual property more in the future.	Please select
62	My country does not need to promote research on intellectual property in the future.	Please select
63	ASEAN member states should cooperate and promote research on intellectual property in the future.	Please select

64	ASEAN intellectual property research institute should be established in the ASEAN region in the future.	Please select
65	Research on intellectual property should be promoted in cooperation with Japan, the US, Europe, etc.	Please select

Thank you very much for spending your time to make answers to all questionnaires!

Finally, please fill out the following information. If you need feedback of statistics, please request it to me. Best regards,

Please fill out your name	(Name)	Please select your organization
Please fill out your country name	(country)	
I will request your feedback on the analysis.		Please select "request or no need"!

各国のアンケート質問別平均値及び標準偏差

(Answer in a 5-level rating)

5: Fully agree, 4: Agree, 3: Cannot say either, 2: Not agree, 1: Not agree at all

	Vietnam			Thailand			Philippines	
	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean
Q1	73	4.28767	0.61191	17	3.82353	0.72761	8	4.25
Q2	73	4.35616	0.63179	17	4.29412	0.84887	8	4.5
Q3	73	1.89041	1.00777	17	2.76471	1.09141	8	1.875
Q4	73	3.41096	1.12837	17	3.35294	1.22174	8	3.25
Q5	73	3.46575	1.06826	17	3.58824	1.06412	8	4
Q6	73	4.0137	0.82484	17	2.76471	1.14725	8	3.375
Q7	73	4.12329	0.68608	17	4.11765	0.85749	8	3.625
Q8	72	3.51389	0.97855	17	3.58824	0.93934	8	3.625
Q9	73	4.43836	0.68691	17	4.23529	0.75245	8	4.375
Q10	73	4.50685	0.62635	17	4.17647	1.13111	8	4.75
Q11	73	4.53425	0.50228	17	4.52941	0.62426	8	4.375
Q12	73	4.39726	0.59488	17	4.52941	0.87447	8	4.5
Q13	73	4.32877	0.72753	17	4.52941	0.62426	8	4.5
Q14	73	4.43836	0.55243	17	4.23529	0.83137	8	4.5
Q15	73	4.43836	0.52669	17	4.29412	0.77174	8	4.375
Q16	73	4.38356	0.65892	17	4.52941	0.62426	8	4.375
Q17	73	4.42466	0.62178	17	4.35294	0.78591	8	4.5
Q18	72	4.30556	0.74378	17	4.23529	0.66421	8	4.625
Q19	73	4.35616	0.63179	17	4.47059	0.62426	8	4.5
Q20	73	4.54795	0.60187	17	4.52941	0.5145	8	4.5
Q21	73	4.31507	0.64284	17	4.41176	0.71229	8	4.375
Q22	73	4.26027	0.70764	17	4.52941	0.62426	8	4.625
Q23	73	4.34247	0.67122	17	4.64706	0.49259	8	4.375
Q24	73	4.05479	0.62116	17	4.11765	0.60025	8	4.5
Q25	73	3.9589	0.78949	17	4.05882	0.65865	8	4.25

Q26	73	4	0.68718	17	4.29412	0.58787	8	4.125
Q27	73	3.82192	0.8223	17	3.88235	0.69663	8	3.375
Q28	73	3.32877	0.95822	17	3.41176	0.87026	8	3.5
Q29	73	4.0274	0.6661	17	4.11765	0.48507	8	3.875
Q30	73	4.10959	0.69844	17	4.11765	0.69663	8	4.125
Q31	73	3.94521	0.89583	17	4.41176	0.71229	8	4.25
Q32	71	4.05634	0.7538	17	3.58824	1.12132	8	3.125
Q33	72	2.40278	1.08329	17	3.76471	0.75245	8	3.5
Q34	72	4.27778	0.77318	17	4.29412	0.68599	8	4.75
Q35	72	3.98611	0.86388	17	4.17647	0.63593	8	4.25
Q36	73	4.34247	0.73066	17	4.41176	0.71229	8	4.375
Q37	73	4.36986	0.6348	17	4.29412	0.68599	8	4.375
Q38	73	4.17808	0.8715	17	4.47059	0.62426	8	4.25
Q39	73	4.41096	0.64195	17	4.23529	0.5623	8	4.5
Q40	73	4.24658	0.72228	17	4.11765	0.60025	8	4.375
Q41	73	4.0274	0.74485	17	4.11765	0.48507	8	4
Q42	73	3.83562	0.83356	17	4.05882	0.55572	8	4.375
Q43	73	4.05479	0.76177	17	4.23529	0.66421	8	4.125
Q44	73	4.27397	0.53386	17	4.05882	0.82694	8	4.125
Q45	73	3.9726	0.74485	17	4.17647	0.52859	8	4.125
Q46	73	4.38356	0.5434	17	4.29412	0.58787	8	4.625
Q47	73	4.30137	0.68079	17	4.11765	0.60025	8	4.625
Q48	73	4.23288	0.73637	17	4.17647	0.63593	8	4.625
Q49	73	4.46575	0.60282	17	4.35294	0.49259	8	4.75
Q50	73	4.30137	0.79381	17	4.29412	0.84887	8	4.375
Q51	73	4.23288	0.69763	17	4.11765	0.69663	8	4.5
Q52	73	4.43836	0.60061	17	4.29412	0.58787	8	4.625
Q53	73	4.35616	0.73352	17	4.35294	0.49259	8	4.75
Q54	73	4.38356	0.65892	17	4.05882	0.55572	8	4.625
Q55	73	3.90411	0.74841	17	4.05882	0.55572	8	4
Q56	73	3.93151	0.76972	17	4.23529	0.5623	8	4.125
Q57	73	4.09589	0.62726	17	4.05882	0.65865	8	3.875
Q58	73	4.12329	0.68608	17	4.23529	0.5623	8	3.75
Q59	73	3.78082	1.10863	17	3.94118	0.55572	8	3.5

Q60	73	2.39726	1.02388	17	2.94118	1.08804	8	2.5
Q61	73	4.47945	0.50303	17	4.17647	0.52859	8	4.25
Q62	73	1.60274	0.72149	17	1.94118	1.08804	8	1.75
Q63	73	4.21918	0.74994	17	4.29412	0.68599	8	4.5
Q64	73	3.94521	0.81463	17	4.23529	0.66421	8	4.25
Q65	73	4.23288	0.73637	17	4.23529	0.66421	8	4.125

	Cambodia			Indonesia			Lao PDR		
	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean	Std. Deviation
Q1	6	4.33333	0.8165	11	4.09091	0.83121	2	4	0
Q2	6	4.33333	0.5164	11	4.72727	0.4671	2	4.5	0.70711
Q3	6	2.83333	0.98319	11	1.72727	0.4671	2	3.5	0.70711
Q4	6	2.83333	1.32916	11	2.72727	1.27208	2	3.5	2.12132
Q5	6	3.5	1.04881	11	3.54545	1.36848	2	3.5	2.12132
Q6	6	3.16667	0.75277	11	3.90909	0.83121	2	3.5	0.70711
Q7	6	4.5	0.54772	11	4.09091	0.30151	2	4.5	0.70711
Q8	6	3.83333	0.98319	11	4	0.44721	2	3	0
Q9	6	4.5	0.54772	11	4.27273	0.64667	2	4.5	0.70711
Q10	6	4.5	0.54772	11	4.27273	0.4671	2	5	0
Q11	6	3.83333	0.98319	11	4.18182	0.60302	2	5	0
Q12	6	4.5	0.54772	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q13	6	4.33333	0.5164	11	4.54545	0.52223	2	5	0
Q14	6	4.33333	0.5164	11	4.27273	0.4671	2	4.5	0.70711
Q15	6	4.5	0.54772	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q16	6	4.16667	0.40825	11	4.27273	0.4671	2	5	0
Q17	6	4.33333	0.5164	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q18	6	4.33333	0.5164	11	4.63636	0.50452	2	4.5	0.70711
Q19	6	3.83333	0.98319	11	4.45455	0.52223	2	4	0
Q20	6	4.5	0.54772	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q21	6	4	1.09545	11	4.45455	0.52223	2	4.5	0.70711
Q22	6	3.83333	0.98319	11	4.54545	0.52223	2	4.5	0.70711
Q23	6	4	0.63246	11	4.54545	0.52223	2	4.5	0.70711
Q24	6	4.5	0.54772	11	3.90909	0.53936	2	3.5	0.70711

Q25	6	4.16667	0.40825	11	4	0.44721	2	3.5	0.70711
Q26	6	3.5	1.22474	11	4.27273	0.4671	2	3.5	0.70711
Q27	6	4.33333	0.8165	11	4	0.44721	2	4	0
Q28	6	3.5	1.3784	11	3.81818	0.40452	2	3.5	0.70711
Q29	6	3.66667	0.8165	11	4.18182	0.40452	2	4	0
Q30	6	4.5	0.54772	11	4.09091	0.53936	2	3.5	0.70711
Q31	6	4	1.09545	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q32	6	3.16667	1.16905	11	3.72727	0.90453	2	2	1.41421
Q33	6	4	0.63246	11	3.45455	0.8202	2	4.5	0.70711
Q34	6	3.83333	1.16905	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q35	6	4.5	0.83666	11	4.18182	0.40452	2	4.5	0.70711
Q36	6	4.16667	0.75277	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q37	6	3.66667	1.0328	11	4.27273	0.4671	2	5	0
Q38	6	4.33333	0.5164	11	4.36364	0.50452	2	5	0
Q39	6	4.5	0.54772	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q40	6	3.66667	0.8165	11	4.45455	0.52223	2	4	1.41421
Q41	6	3.83333	0.98319	11	4.27273	0.64667	2	3.5	0.70711
Q42	6	4	0.63246	11	3.90909	0.83121	2	4	1.41421
Q43	6	4	0.89443	11	4.63636	0.50452	2	4	0
Q44	6	4.66667	0.5164	11	4.27273	0.4671	2	4	0
Q45	6	3.66667	1.0328	11	4.09091	0.53936	2	4	0
Q46	6	4.33333	0.5164	11	4.45455	0.52223	2	4	0
Q47	6	4.5	0.54772	11	4.45455	0.52223	2	4	0
Q48	6	4.33333	0.5164	11	4.45455	0.52223	2	4	0
Q49	6	4.66667	0.5164	11	4.45455	0.52223	2	4.5	0.70711
Q50	6	4.66667	0.5164	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q51	6	4.5	0.54772	11	4.54545	0.52223	2	4	0
Q52	6	4.33333	0.5164	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q53	6	4.5	0.54772	11	4.27273	0.4671	2	3.5	0.70711
Q54	6	4.5	0.54772	11	4.45455	0.52223	2	5	0
Q55	6	4	0.63246	11	3.90909	0.83121	2	4	0
Q56	6	4.33333	0.5164	11	4.18182	0.60302	2	3.5	0.70711
Q57	6	4.16667	0.98319	11	4.27273	0.64667	2	4	0
Q58	6	4	1.09545	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711

Q59	6	4.66667	0.5164	11	3.63636	0.6742	2	5	0
Q60	6	2.16667	0.98319	11	3.18182	0.87386	2	2	0
Q61	6	4.33333	0.5164	11	4.36364	0.50452	2	4.5	0.70711
Q62	6	1.5	0.54772	11	1.72727	0.4671	2	1.5	0.70711
Q63	6	4.5	0.54772	11	4.27273	0.4671	2	4	0
Q64	6	4.16667	0.75277	11	4.18182	0.60302	2	4.5	0.70711
Q65	6	4.66667	0.5164	11	4.09091	0.83121	2	4.5	0.70711

	Malaysia			Myanmar			Singapore		
	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean	Std. Deviation	N	Mean	Std. Deviation
Q1	3	4	1	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q2	3	5	0	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q3	3	3.33333	1.52753	2	3	1.41421	1	3	0
Q4	3	4	0	2	3.5	0.70711	1	4	0
Q5	3	3.33333	1.1547	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q6	3	3.33333	1.52753	2	3	1.41421	1	5	0
Q7	3	4.66667	0.57735	2	4	0	1	5	0
Q8	3	5	0	2	3.5	0.70711	1	5	0
Q9	3	5	0	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q10	3	5	0	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q11	3	5	0	2	4	0	1	5	0
Q12	3	5	0	2	4	0	1	5	0
Q13	3	5	0	2	4	0	1	4	0
Q14	3	5	0	2	4	0	1	5	0
Q15	3	5	0	2	4	0	1	4	0
Q16	3	4.66667	0.57735	2	4	0	1	4	0
Q17	3	4.66667	0.57735	2	4	0	1	5	0
Q18	3	4.33333	1.1547	2	4	0	1	5	0
Q19	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	5	0
Q20	3	5	0	2	4.5	0.70711	1	5	0
Q21	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q22	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	5	0
Q23	3	4	1	2	4.5	0.70711	1	5	0

Q24	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q25	3	4	1	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q26	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q27	3	4.33333	0.57735	2	3.5	0.70711	1	3	0
Q28	3	3.33333	1.52753	2	4	0	1	4	0
Q29	3	4	1	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q30	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q31	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q32	3	2.33333	1.52753	2	3	0	1	5	0
Q33	3	4.33333	0.57735	2	4	0	1	1	0
Q34	3	4	0	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q35	3	4	1	2	4	0	1	4	0
Q36	3	4	0	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q37	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q38	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q39	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	5	0
Q40	3	4	0	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q41	3	4.33333	0.57735	2	4	1.41421	1	4	0
Q42	3	4.33333	0.57735	2	4	1.41421	1	4	0
Q43	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q44	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q45	3	4	0	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q46	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	5	0
Q47	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q48	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	4	0
Q49	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	5	0
Q50	3	4.33333	0.57735	2	5	0	1	4	0
Q51	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q52	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	2	0
Q53	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	2	0
Q54	3	5	0	2	4.5	0.70711	1	3	0
Q55	3	4.33333	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q56	3	5	0	2	4	0	1	4	0
Q57	3	4	0	2	4	0	1	3	0

Q58	3	4.66667	0.57735	2	3.5	0.70711	1	3	0
Q59	3	4.33333	0.57735	2	4	0	1	2	0
Q60	3	2	1	2	2	0	1	4	0
Q61	3	4	0	2	5	0	1	4	0
Q62	3	1.33333	0.57735	2	1	0	1	2	0
Q63	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	4	0
Q64	3	4.66667	0.57735	2	4.5	0.70711	1	4	0
Q65	3	4.66667	0.57735	2	5	0	1	4	0

禁無断転載

特許庁委託
平成31年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書

アセアン地域における知的財産制度研究のニーズ
調査及びアセアン知財研究所設立のための
フィーズイビリティースタディー

田中 義敏

令和 2 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671
FAX 03-5281-5676
<http://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the 2019FY Collaborative Research Project on
Harmonization of Industrial Property Right Systems
Entrusted by the Japan Patent Office

Study on the Needs for Intellectual Property Research in
ASEAN Region and the Feasibility Study on the
Establishment of ASEAN Intellectual Property Research
Institute

Yoshitoshi TANAKA

March 2020

Foundation for Intellectual Property
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11 Kanda-
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054, Japan

TEL +81-3-5281-5671
FAX +81-3-5281-5676
<http://www.iip.or.jp>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。